

令和 6 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 10 日)
(第 14 号)

第
14
号
6
月
10
日

令和6年

三重県議会定例会会議録

第14号

○令和6年6月10日（月曜日）

議事日程（第14号）

令和6年6月10日（月）午前10時開議

- 第1 議会運営委員辞任の件
- 第2 議会運営委員補充選任の件
- 第3 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 議会運営委員辞任の件
- 日程第2 議会運営委員補充選任の件
- 日程第3 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華

8	番	芳野	正英
9	番	川口	円
10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	谷川	孝栄
31	番	石田	成生
32	番	村林	聡
33	番	小林	正人
34	番	東	豊
35	番	長田	隆尚

36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	服部	富男
42	番	津田	健児
43	番	中嶋	年規
44	番	青木	謙順
45	番	中森	博文
46	番	山本	教和
47	番	西場	信行
48	番	中川	正美

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高野	吉雄
書記（事務局次長）	西塔	裕行
書記（議事課長）	中村	晃康
書記（議事課課長補佐兼班長）	橋本	哲也
書記（議事課主幹兼係長）	大西	功夏
書記（議事課主幹）	中西	健司

会議に出席した説明員の職氏名

知事	一見	勝之
副知事	服部	浩
副知事	野呂	幸利
危機管理統括監	清水	英彦
総務部長	後田	和也

政策企画部長	小見山 幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎 禎 和
防災対策部長	楠 田 泰 司
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	枡 屋 典 子
環境生活部長	竹 内 康 雄
農林水産部長	中 野 敦 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	佐 波 齊
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	吉 田 すみ江
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	大 西 毅 尚

人事委員会委員
人事委員会事務局長

浅尾 光 弘
天 野 圭 子

選挙管理委員会委員

田 中 利 佳

労働委員会事務局長

林 幸 喜

午前10時0分開議

開 議

○議長（稲垣昭義） ただいまから本日の会議を開きます。

議 会 運 営 委 員 の 辞 任

○議長（稲垣昭義） 日程第1、議会運営委員辞任の件を議題といたします。

村林聡議員から議会運営委員の辞任願いが提出されました。

お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、村林聡議員の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、村林聡議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

議 会 運 営 委 員 補 充 選 任

○議長（稲垣昭義） 日程第2、議会運営委員補充選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、野村保夫議員を議会運営委員に指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

質 問

○議長（稲垣昭義） 日程第3、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。12番 平畑 武議員。

〔12番 平畑 武議員登壇・拍手〕

○12番（平畑 武） おはようございます。

いつもどおり、真面目な質問をしたいと思います。会派、新政みえの鈴鹿市選挙区選出の平畑武でございます。

議員歴10年目になりますけれども、いまだに失言が止まらないというところをなんとかせないかなと常々考えておまして、やっぱり日本人らしく滝に打たれながら心を静めて真面目にやろうかというふうに考えたときに、たまたま4月に南米に行く予定がございまして、そこでイグアスの滝に行つてまいりました。見た瞬間に、あの下には座れんなと、さすがに思いまして、座るのはやめて、だけど滝にやっぱりみそぎをしたいなということで、何かないものかなと考えました。

実は、高速船で滝つぼに突っ込むというアクティビティーがありまして、それに2回ほど挑戦させていただきました。突っ込んだ瞬間に、すごい水量と圧力というんですかね、呼吸もできないぐらい、やっと息をするぐらいで、反省するどころもなく終わったという、これで、みそぎができたのかどうかというのは甚だ疑問ですけれども、多分できたんだろうと思います。

余分なことを言うなど言われているんですけど、どうしても言うってしまうこの性格は直せないものですみません、御容赦ください。

稲垣議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

今日は四つの、ちょっと見た目、真面目っぽい質問になりますが、よろしく願ひいたします。

まず初めに、各市町が取り組んでいる子ども医療費助成制度、これについて

て対応しております三重県の補助金の対象年齢の引上げ、ここについてお尋ねいたします。

この件につきましては、これまでも何回も同様の質問をさせていただいておりますけれども、後ほど説明いたしますが、確かに三重県の取組自体は金額も25億円以上かけていただいておりますし、47都道府県で見たときも、中位以上のところに位置するぐらい努力していただいている、これは認めております。

ただ、私自身が目標にしている部分がございます、これは29市町全てが入院、通院、それから窓口の無料化の現物給付、そして、これを全て18歳年度末まで引き上げるところが一つと、もう一つは所得制限をなしにしたいというのが個人的な目標でございます。

そういう中で、三重県の子ども医療補助金の対象範囲というのを見てまいりますと、入院は今年の4月1日から引き上げていただいて15歳年度末までということになりました。ただ、通院については、現時点でも12歳年度末までということに据え置かれているということでございます。

それと、現物給付については、29市町の中でも幾つか残っておりますように、これに対しては、やっぱり6歳年度末というのが現状、一番低い部分になりますので、これを維持されているということでございます。

これ、ちょっと映写資料を出していただきたいんですけども、（パネルを示す）この資料、ちょっとぱっと見にくいんで色を変えております。

恐らく見えませんから、口頭で御説明させていただきたいと思いますが、一番左端のところにピンク色で塗られている部分。この部分の7市町が、私が目標としているところを達成する。ただこの時点が、来年の4月1日から鈴鹿市が行うという前提の下に作っておりますので、令和7年4月1日時点という書き方にしております。

その中で、入院、通院、現物給付全ての助成制度の対象年齢が18歳年度末で、かつ所得制限なしとなるのは7市町、四日市市、桑名市、鈴鹿市、志摩市、木曾岬町、川越町、紀宝町でございます。

入院については、助成制度対象年齢が18歳年度末になっているのが15市町、約半分になっております。さきの7市町に加えて、松阪市、尾鷲市、熊野市、いなべ市、御浜町、大紀町、南伊勢町、紀北町の8市町、残りの14市町は15歳年度末ということになっております。

三重県の補助金対象年齢は先ほど言いましたように、この4月から同じように15歳年度末まで引き上げていただきました。

通院については、これも重ね重ねで言いますと、助成制度対象年齢が全く入院と同じで、15市町が18歳年度末になっていると、残りの14市町については15歳年度末に置かれているということでございます。

その中で三重県は、先ほどから言っていますように、しつこいですが、12歳年度末に据え置かれているという現状です。

現物給付につきましては、助成制度対象年齢が18歳年度末になるのが7市町、24%、四日市市、桑名市、鈴鹿市、志摩市、木曾岬町、川越町、紀宝町、先ほど言ったとおりで、それから15歳年度末まで引き上げているのが9市町ありまして、津市、伊勢市、名張市、亀山市、伊賀市、菰野町、玉城町、度会町、南伊勢町でございます。残りは6歳年度末に据え置かれているということでございます。

三重県の補助金対象年齢を超えた助成制度を実施している市町は、県からの半額補助というのがないために、全額を対象市町が負担することになります。そのことがこの助成制度対象年齢引上げを鈍化させている原因になっているのではないだろうかと考えられるということでございます。

こども家庭庁が出しているデータから見ますと、入院、通院とも三重県の補助対象年齢は先ほどから言っていますように中位以上にありますから、ここについて悪いと言っているわけじゃなくて、あくまでも三重県の子どもの医療費補助金の対象年齢、これを第1段階として、通院も15歳年度末まで上げたいかがでしようかということでございます。

さらには、現物給付の補助金対象年齢を引き上げるということで、現段階で課題となっている県内の全市町が上乘せ補助を行っている状況、これも改

善できていくのじゃないかなと考えております。

所得制限ありとしている6市町、名張市、尾鷲市、東員町、明和町、大台町、御浜町も、早期に所得制限なしに転換されるということを願っております。

少子化が進行する中、安心して医療が受けられる仕組みとしての重要性に鑑み、当該制度を将来にわたり持続可能なものとして運営していくためには、市町における安定的な財源の確保というものが必要となります。

国においても、異次元と称する少子化対策の中で、子ども医療費助成に係る自治体の負担軽減を対策案の一つとして打ち出すなど、当該制度については、今後、より重要性が高まると考えられております。

期待する効果として、子ども医療費助成制度の安定的な運営により、子育てで家庭の経済的な不安が軽減され、安心して医療機関を受診できることが子どもの保健の向上と子どもを育てやすい環境の整備に寄与し、福祉の増進が図られると考えております。

子ども医療費助成制度に対する県の補助金対象年齢の引上げに関する部長の考えをお聞かせください。

〔松浦元哉医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（松浦元哉） それでは、子ども医療費補助金の対象拡大について御答弁申し上げます。

先ほど議員が言われたように、子ども医療費助成制度は、子育てに対する経済的負担を軽減し、子どもが必要な医療を安心して受けられる環境を整えるという意味で、市町が実施主体となって医療費の自己負担額を助成する事業としてやっております。

県では、市町の助成費用のうち、県の補助基準に適合した費用の2分の1を補助しております。

各市町におかれては、この県の制度を基本に、独自の取組として助成対象を拡大して実施してございまして、議員から先ほど御紹介のとおりでございます。県の補助の対象拡大についても、各市町からも継続的に御要望をいただ

いておるところでございます。

県の補助制度の対象でございますが、令和4年度までは入院・通院とも小学校6年生までを対象とし、償還払い方式を基本としておりまして、現物給付につきましては、児童扶養手当基準に該当する未就学児を対象としてまいりました。その後、市町からの要望ですとか、県財政の状況を踏まえまして検討した結果、令和5年度には、現物給付に係る児童扶養手当基準の所得制限を廃止しまして、これに伴いまして費用としても約1.3億円増加したところでございます。

さらに令和6年度からは中学生年齢の入院医療費を新たに補助制度を拡大しまして、これに、約1.4億円の増加をしております。2か年連続して補助制度を拡大してまいりました。

これによりまして令和6年度当初予算額は約23.5億円となっております、拡大前の令和4年度当初予算額と比較しますと、約3億円、率でいうと約15%の増となっております。

このように助成を拡大してきましたが、子ども医療費の助成費用は交付税措置、いわゆる地方財政措置がない地方自治体の財政負担によっておりまして、非常に財政負担が重いこととなっております。

また、全国的にも子ども医療費の無償化等の対象拡大の動きがありまして、そうした対応をできる団体とそうでない団体との間で子育て環境の差が広がるということも想定されております。

そのため、国内の全ての子どもが安心して適切な医療が受けられるよう、国の責任において、子どもの医療費助成に関する全国一律の創設をすることが必要と県としては考えており、国に対して、これについても積極的に提言を行っているところでございます。

子ども医療費助成事業は、子どもの医療に関わる大事な制度でありますことから、一度制度を拡大した後に財政状況が悪化したということで縮小するというようなことがあっては、混乱を招くということにもなりかねません。なおかつ、多額の財政負担を伴う制度でもあることから、慎重に検討してい

く必要があるかなと考えております。

そうしたことも念頭に置きながら、三重県の未来を担う子どもたちが、今後も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような環境を整えていくということが重要かなと思っております。

引き続き、国へ制度創設を働きかけるとともに、国が制度創設するまでの間の県の補助制度の在り方につきましては、各都道府県の制度の拡大の動きもあることから、そういった状況も見据えながら、しかしながら、多大な財政負担もかかることでありますので、そういった財源の状況も勘案しながら、庁内で議論、検討をしてみたいと考えております。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） 懇切丁寧な答弁ありがとうございます。

この問題は確かに財政負担というのは大きいことですし、一旦始めたら止められないということもございますので、慎重にやっていただくのは大事なことだとは思いますが。

これはある一定理解しているところもございますが、なんせ各市町がいろいろ頑張っているところ、例えば鈴鹿市の例を出しますと、ここも1億3400万円で来年予定しております。こうやって努力している部分もございますから、そこら辺も含めて、プラスしていただければと。

やっぱり子育て世代にとっては、これは大きな問題ですし、このところはやはり、これだけが人口増につながるとは思いません。ただ、ゼロじゃないとは思っております。

私が常々考えておるのは、幾つか日本には問題がある。国力を一番弱くするのは人口減少だと思っています。

それ以外に、日本のウイークポイントは何かというと、食料が輸入に頼っている部分はかなりある。それから、エネルギー関係も全て、外に頼っている。まして突っ込み過ぎると怒られますけど、防衛についても、よそに依存している部分が高くて、今、アメリカが抜けたら日本はどうしようもない。そういう状況というのは、知事もよく分かっておられると思うんです。

こういう弱いところの中の一つを補っていくという中で、この質問をさせていただいておりますので、そのところは加味していただければなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

これはカスタマーハラスメントということで、これ知事にお尋ねしたいので、ちょっと長くなりますけどよく聞いていただいて、すみません、しつこいようですが。

人格を否定する暴言や同じ内容を繰り返すクレーム、また、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇、居座り等、明らかに一般常識を超えたカスタマーハラスメント、悪質クレーム、これは深刻な問題だと捉えています。

これは何年か前から始まって、今いろいろと出てきておりますけれども、この対策については、民間労働団体であるU Aゼンセン流通部門、ここが法制化を目指して2015年12月から、厚生労働省、経済産業省、消費者庁、警察庁との意見交換を皮切りに研究を開始してまいりました。

2016年には、サービスをする側と受ける側が共に尊重される社会、これを目指して、J R連合、J P労組、サービス連合、航空連合などの多産業別組合と連携を図り、約250組合の決議文と約2万4000筆の賛同署名を集約いたしました。

2017年には、約200組合より約5万3000件に及ぶアンケートを集約、分析を実施いたしまして、同時にマスコミとの連携を図り、NHKの「ニュースウオッチ9」であったり、この報道によるもの、また、厚生労働省へ悪質クレーム問題の対応策を講じる要請活動、これらを実施してまいりました。

2018年に国会でカスタマーハラスメント対策の議論を開始いたしました。2019年には、厚生労働省審議会にて改正労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法というところにおける指針内容の検討を開始されました。翌2020年6月に改正労働施策総合推進法が施行されました。

実施されたアンケート調査の中身にちょっと触れてみたいと思います。これ、細かいですけれども、2回やっていますから、直近の部分を説明させて

いただきます。

まず一番最初に、直近2年以内で迷惑行為被害に遭ったことがありますかという問いに対して、2020年のときは56.7%がありますと。2024年の調査では46.8%と、約10%ほど減ってはいるんですけども、数字だけ見ますと2人に1人はその経験を持っているというのが事実でございます。ここはやっぱりすごい大きな問題だなと考えております。

最も印象に残っているカスハラという問いに対しては、やはり暴言、これが39.8%、威嚇・脅迫14.7%、繰り返し言動を行うというところが13.8%、それから長時間にわたって拘束するというのが11.1%、説教、そういうのが10.2%。

次に、カスハラが起きたきっかけは何だったと思いますかという問いに対しては、顧客の不満のはけ口にされたんじゃないか、また、嫌がらせじゃないかととられる部分が26.7%ということでございます。接客やサービスの提供ミス、これは提供する側のミスであったのかもしれませんがという反省で言っているのが19.3%。全く何か分かりませんと、何でこんなになったのか分からんというのが17.3%。消費者の勘違いだろうと、明らかに勘違いですよねと。これ、あり得ないということが15.1%。

それから、カスハラが心身に与える影響ということで、どういうふうに感じましたかという質問に対しては、嫌な思いや不快感が続いたというのが50.5%、これ複数回答ですからいろんなところが出てきますけれども、腹立たしい思いが続いたというのが15.1%、それから、すっきりしない気持ちが続いたというのが8.9%、寝不足が続いた1.2%、腹が立って仕方ないとかいろいろあるわけですけど、一番問題だと思っているのは、心療内科などに行ったという経験者が0.8%もおるということは、これは大変なことだなと思います。この方は治るのに随分期間がかかっていると思うんですよ。こういったのが実態だということでございます。

迷惑行為の対策が、企業に対して問うた質問の中で、対策実施はなされていますかという質問に対して、マニュアルの整備をしましたというのが

28.6%。これも重複回答でございます。専門部署の設置をしましたというのが23.4%、迷惑行為対策の教育が21%、被害者へのケアということで、会社がそういうケアをしていったということが9.2%です。このところが結構増加している、取組が増加しているというふうに見えがちなんですが、残念ながら特に対策をなされていないという回答が42.2%。約4割の企業がこれだけのことが起きているのに何もしていないという現実なんです。これは私も何でやというのが第1印象ですよ。これはちょっと驚きますね。これだけ世の中で騒いでいるのに、企業として何もしないってどういうことやというふうに考えております。

アンケート調査結果にあるように、カスタマーハラスメントについては、現行法令で、罰則をつくれとか、そういうことは全然考えておりません。じゃなくて、何とかなくしていこうという方針の下に、何も知らない方にとって、これをやることで代替解釈できる法律というのはあるんだろうかといつて見たときには、刑法における罰則というのがございます。これは第222条の「脅迫」という文で、生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加えそうな言動をして人を脅迫した者は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金に処するというのがございます。

同じように、第223条の「強要」というところでは、同じような内容で、これ、3年以下の懲役に処すると。これは、例えば人に義務のないことをさせたり、または暴行を用いたりとか、人の行うべき権利を妨害したと、こういったところには、例えば土下座とかそういうことですよ。こういったものは3年以下の懲役というのがあります。

第230条には生存者に対する「名誉毀損」という項目がありまして、公然と事実を指摘して、人の名誉を毀損したものは事実の有無を問わず、3年以下の懲役もしくは禁錮、または50万以下の罰金に処するとあります。

同じように、第231条では「侮辱」という項目がありまして、事実を指摘しなくても、公然と人を侮辱した者は拘留または科料に処すると。

第233条の「信用毀損及び業務妨害」とについては、虚偽の風説を世間に流

し、または計略を使って人の財産上の信用を害し、もしくはその業務を妨害した者は3年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第234条、威力による業務妨害、通常、「威力業務妨害」と言っている分ですけれども、威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条と同じということで扱います。

このような法律に抵触しているんだというのを意識していない人が結構おるんじゃないかと。だから条例をつくることで、この部分を何とか変えていってもらいたいというのが心の中にございます。こういうことは対策として必要なんじゃないかなということでございます。

新聞報道によりますと幾つかの、東京都であったり、北海道、県、市におけるカスタマーハラスメント対策というのがなされております。

例えば北海道においては、議会においてカスタマーハラスメント防止を目的とした条例の制定を検討しているということと、秋田県では多様性に満ちた社会づくり基本条例というのをつくってございまして、その中の一部にカスタマーハラスメントの防止について記載されております。

東京都においては、カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会、この中において、独自の条例化の検討を進め、年度内には具現化するという方針がテレビでも報道されておりました。

高知県、札幌市等は、カスタマーハラスメント防止対策ポスターとか、ホームページを開設して、それでPRしているということでございます。

三重県は、そこで条例化を含め、カスタマーハラスメント防止に向けた対策の検討を進めていくという中で、一見知事におかれましては、今年の2月28日の定例記者会見で、カスハラ対策として、条例の制定も視野に対応策を検討するよう担当部局に指示されたことが、翌日の中日新聞、伊勢新聞に掲載されておりました。

国では、5月14日付の日本経済新聞や中日新聞に、厚生労働省の法改正の論点整理の記事や、カスタマーハラスメント対策義務化、それから従業員相談窓口などの設置義務、こういうことの記事が掲載されておりました。

そして先日、6月3日、知事の提案説明の中において、条例制定の検討を行うという発言がありました。

三重県のカスタマーハラスメント対策について、今後の進め方も含めて、知事の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 福沢諭吉は、「学問のすゝめ」というその著書の中で、「『天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず』と言えり」と書きました。

人間は、生まれながらにして平等であります。様々な理由で、そうではないような社会構造になっても、生まれながらにして平等であるという気持ちを忘れてはいけないと思います。

議員が先ほどの御質問の中でおっしゃいました、日本に欠けているものが幾つかある。その中の一つは、人の尊厳を自由に奪ってはいけない、その気持ちが少ないんじゃないかなと私は思います。

外国に行くとお分かりになるとおもいますが、物を売る人も買う人も平等であります。決してお客様は神様ではありません。お客様は神様であるという売側の気持ちが買う側のほうに伝わってしまって、俺は神様だからというふうに、そんな風潮が広まっていることは、これ、変えていかないとおもいます。

こういう社会を、三重県だけじゃないですけど、子どもたちに残したくはないですね。おかしいと思います。子どもは大きくなってお客さんになるかもしれませんが、店員になるかもしれません。そういうのを我慢せいで、私はよう言いません。したがって、変えていかないとおもいます。

パワハラやセクハラは法律によってなくなってきました。30年前、40年前、どうだったか。議員の方でもお分かりになっておられると思いますけど、そういうことがあった社会というのは、日本でもそういうことがありました。でも、これは変わってきて、ようやく普通の国になったんじゃないでしょうか。

一番問題なのは、先ほど企業のお話を議員もおっしゃいましたが、組織の上のほうの人間が、ハラスメントを受けている人に対して、自分の部下、仲間に対して「うまくやれ」と言うことです。「うまくやれ」ということは、問題を起こすなということなんですけど、それによってハラスメントは助長をされていきます。

大事なのは、ハラスメントは絶対許さない、組織一丸となって戦っていくということをやることではないかと思えますし、それは、あらゆる場所で、三重県のあらゆるところでやっていただきたいと思えます。

売買の場所だけではありません。例えば医療の窓口であるとか、行政でもそうです。行政に対しても、公務員をどなる人がいたりします。

私は、国で働いているときに、総務部長であったとき、あるいは次長であったとき、それは決して許されないことだから組織として対応しようと。訴訟も辞すなど。ただ、正当なクレーム、クレームでも正当なものも当然あるんです。それに対しては真摯に対応しなきゃいけない。そうでない、度を越えたものについては、議員がおっしゃったように、刑法の適用があります。刑法を適用して対応していけばいいんだということを言いました。

今年の2月6日ですが、連合三重との懇談の場で、UAゼンセンの方からカスタマーハラスメントについて対応していただきたいという話、対応してほしいという要望を受けました。

2月28日の定例記者会見で条例化について私が話をしたのは、それを受けてのことです。それからその前に2月23日の連合三重の春闘の総決起集会の挨拶の場で、私はカスタマーハラスメント対策を検討するということをお願いしたわけでありまして。その前後に、東京都が条例制定の話を発表しましたし、国においても議論をして、この4月から議論が本格化しているというふう聞いております。

県としても条例制定の検討を行う旨、議員から御指摘もいただきましたが、6月3日の知事提案説明で説明をいたしました。

どういうふうやっていくかということでございますけれども、知事を

トップとしました推進本部を設置いたします。そして、有識者等を構成員とします懇話会も開きます。その中には、東京都で検討をさせていただいている有識者の方にも入っていただこうと思っております。広く知恵を集めて、三重県が子どもたちにとって、いや、我々大人にとっても住みやすい場所になるように対応していきたいと考えております。

おっしゃるように、カスタマーハラスメントというのは、悪いことやと知らずにやっている人がいるかもしれません。刑法を学んでないと、それはやってもええんやと。俺は正義なんやというふうに思っているかもしれません。そうではないんだと。あなたがやっていることは法律で裁かれる行為なんだということをちゃんとお伝えしていくことは大事であります。

人の尊厳を守るということは、カスタマーハラスメントにとどまるものではありません。教育の現場でいじめが起きています。いじめも、生徒の尊厳を、生徒によって奪っていることでありますので、これも決してやってはいけないんだということも併せて、しっかりと対応していきたいと考えております。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） 知事、ありがとうございます。

本当に期待しておりますので、ここの部分はきっちりやっていただきたい。

これについては、本当、お客様は神様ですと。昔は、お金は紙が中心だったので、神様だったのかもしれませんが。今は、カードで買っていますから、神様じゃないのかもしれないという、ちょっと、論点がずれますけど、そういう考え方もないこともないと思います。

おっしゃったように、これ本当に民間の話だけじゃないんですよ。私も実際鈴鹿市役所で、どんとたたっている人を見ましたし、こんなことが許される世の中はおかしいなと。たたいた人間が優先されるのかというふうになったら、これもおかしい世界ですから、そういったのは、きちっとPRして、みんなに知らせることも一つの手段だというふうに考えておりますので、きちっと専門部署を置いていただく、こういうことも一つのテクニカルな問題

でございますから、それも含めて知事にはお願いしておきたいと思ひます。
よろしくお願ひいたします。

それでは、次の三つ目の質問に入らせていただきます。

これは私が言つてもあんまり迫力はないのだからと思ひますけれども、教員を目指す若者の確保という論点で話をさせていただきたいと思ひます。

学校の先生の経験者の議員がお見えになりますので、多分その方が言つと、実感が籠もつて、例えば喜田議員だったら、ガーンと迫力ありますから聞くんだと思ふんですよ。私が言つと、あいつはいいかげんなやつやから聞いてもしょうがないと思はれるかもしれませんが聞いてください。

三重県の大学の教育学部学生を対象にした、あるアンケート調査がありまして、その中で、教育学部の方で教員を第1志望として目指すと答えた学生が324人中161人という結果が出ております。以前なら、教員を目指す学生が教育学部を選択するというのが当たり前だつたと思つてゐるんです。

しかし、最近では約半数の学生が教員を希望しないというこの現実には、ちょっと驚かされるというのと、若干、素人的に違和感があるなどと思つております。

せつかく教育学部を選択して、難関を突破して入られてゐるわけですよ。そういう学生が、なぜ教員を選ばないのかなというのが不思議でならないわけですけど、彼らはどういふ職種に、実際、あとの半分の人が行つてゐるかということですけど、その中の半分ぐらいが公務員か民間企業への就職というのが現実になっております。

なぜ教員を選ばないかという問ひがありまして、それに対して結果を見ますと、教員以外の仕事に魅力を感じたからという言い方、これファジーな回答なので、あまり何が言いたいのかというのは、直接は伝わつてこないんですよけれども、これは民間企業などのインターンシップ等々を通じてうまく説明したり、丁寧な事前研修などをやることによって、不安感を取り除いてゐる。だからそういったことと併せてマスメディアを使つていて、コマーシャルの効果によってそつちのほうに流れてゐる部分があるのかなという、一方

ではそうと思いますが、一番問題になるんだろうなと思うのは、2番目の回答です。教員は忙しそうだからという回答をされた方がおるんですね。忙しそうだからというのは、やっぱり1週間当たりの仕事の時間が長過ぎる。一般的には労働基準法で制定されるのは40時間ですよ。あとは時間外勤務ということになるわけですけど、これが50時間を超えているというのは一般的な時間というふうに言われています。

これでは、確かに多いんだろうなというふうに考えると思いますし、ここで一番問題になってくるのは、授業以外の事務仕事があったり、それから、授業の準備をしたいと思っても、その時間すら取れない。こういう現状、このところにやっぱり結構、無理があるんだろうなと感じています。

これはどうやって直すかというのは、私はよく分かりませんが、ただ、考える余地はあるのかなというふうには捉えております。

それから、もう一つ問題だなと思ったのは、教員は教育的責任が重くて自信がないからという回答をされた方が結構上位におるということで、一般的に、ブラックとは言いませんけれども、そういう大変な思いをされているという意見が上位を占めているということでございます。

教職に就くことで不安に思うことという問いに対して、一番多いのは保護者対応です。保護者対応が大変だと思っているということで、これ、いろんな一般的に言われるモンスターペアレントの話がございます。昔ほどじゃないのかもしれませんが、もっともっと、大きなことにはなっていないけれども、陰湿な、そういうところが出てきたりしているのかなと考えておりますし、やはり、親の対応というのは全て、例えば、担任になった先生に任されている。直接対応せないかんのはその責任者である担任の人と、個人に任されているのは、ここに一つあるんだろうなと思います。

あと、出てくるのは、授業。授業に対して自信がない。また、事務仕事が多過ぎるというところ、それから職場の人間関係も含めて厄介そうだなと考えている風潮があるということで、これは、ある研修の中で出てきていたけれども、初任者が精神的不調で、これを理由にして休職・退職するケー

ス、2年未満で45.3%という数字を出してもらっていました。これは本当かどうかは分かりませんが、ただ、多いんだろうなと感じています。

私は実際、教員の経験がございませんから、ちょっとその数値は全面的に信じるものではございませんが、多分大変だろうと思うのは、こういうことなんです。

私はサラリーマン経験者ですけど、サラリーマンというのは入ったときには給料安いです。なぜ安いか。仕事ができないからですよ。

例えば100の項目のうち10しかできなければ、10分の職務給分、職能給はそれなりに年齢に応じてくるんですけど、仕事ができる部分を増やしていったんだんだん徐々に上がっていくということなんです。サラリーマンはそれだけ研修を重ねながら、長年かけてやっと一人前の人を育てていくということですけど、先生の場合、教員の場合は、いきなり卒業して前面の矢面に立たされる。責任がどんと来て、まして、何十人って持たされる子どもの将来に責任を持つ。こういった感覚に置かれるということで、非常に苛酷な状態にいきなりぶつけられる。ここに対しては、やっぱり不安感はあるべきなんだろうなと。

ただ、それだからどうだということはないんですけど、それを克服して、やっぱりいい先生になってもらいたいですし、やっぱり教育というのは大事なので、このところはきちっとやっていただきたいと。こっちばかり見えています、教育長に言わないかんです。すみません、そういう話でございます。

ここで、ちょっと1例ですけど、福岡県に有数の教員を輩出しているという、国立大学法人の福岡教育大学というのがございまして、これ武田鉄矢さんの出身校というふうに聞いておりますけれども、ここが、何で教員を一心に目指す学生が多いのか。また教員試験を受験する人が多いのかということを見てみますと、やっぱり教育大学を囲む地域の市町が、一生懸命、子どもたちがよりよい教育を受けるためにどうするか、また、そして希望を持って教えることができる先生らをどうやってつくっていくかということに対し

て、まちがこぞって実習に来ていただいている。中学校、小学校に来ていただいて、どんどん一緒にやっているといった周りの取組も非常に強いというふうに聞いております。

大学の在学中から学生を地域の学校に置いて、こうして結果として希望受験者数が70%を超えておるということで、これが、70%が高いのか低いのかということですが、それなりに数字的にあるんだろうなと思います。

こういったアンケートの結果、先ほどの福岡教育大学の例も含めて、教育長としての感想を聞かせていただきたいと思ひますし、教員を目指す若者の確保、これに対する考え方も教えていただきたい。

また、学校や教員に対する保護者からの人間性を否定するような過度な要求をするなど、ハラスメントについて年々増加する傾向にあるというふうに聞いております。このようなことを解消していかないと教員の確保は難しいと思ひますけれども、教育長としてはどのように捉えておるでしょうかということをお答えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、教員を目指す学生の確保について御答弁申し上げます。

確かに、全国的に教員採用試験の受験者数が減少傾向にあります。

本県も、先日、今年度実施の教員採用試験を締め切ったんですけれども、申込者数は2086人でございまして、これは記録が残っている平成6年度採用以降では過去最少であります。

特に学生の受験者が減ってまして、690人から550人に、去年より減っているんですけれども、これは近畿地方の大半の府県と、今回試験日程が重なった。去年より1か月前倒した関係で重なった影響がございまして。

いずれにしましても、教職を目指す人材の確保は喫緊の課題と認識してまいります。

御指摘のありました教職課程に在籍する学生の半数が教職を選ばない傾向にあるということは、これは大学側も共通の課題認識を持っておりまして、

我々も話し合っております。

そこで、県内大学と連携しまして、入学後の早い段階から学生が学校現場等を体験し、教職の魅力を理解できる機会を増やす取組を行っています。

まず一つとしては、三重大学、そして皇學館大学との協定に基づきまして、教育学部で開講する教職科目に県教育委員会の職員を講師として派遣しております。そこで教員の働き方改革に係る現状の理解とか、保護者対応等に係る不安の解消につながる講義を行っています。

それから二つ目として、教職着任時の授業づくりにつながる、そういうことへの理解が深まるように、学生が現職教員の授業実践研修に、学生が我々の現職の研修に参加できる機会を設けています。

さらに三つ目として、教員を志す学生を教育アシスタントとして学校現場に派遣しまして、子どもたちと関わる機会を提供しています。

このほか、三重大学の独自の取組ですけれども、これは昨年度から三重大学が市町の教育委員会と連携しまして、教職課程1年のときに、学校現場を体験する機会を設けまして、理論と実践が連動するように取り組んでいます。

このほか、教職を志す人材を着実に確保するための情報発信も重要でございまして、県内外の大学生や県内の高校生を対象に教職ガイダンスを開催しています。

ここでは、若手教員から見た教育現場の報告とか、採用試験に関する情報提供などを行っております。本年度新たに教員採用に係るパンフレットや動画をリニューアルすることで、教職の一層の魅力発信に取り組んでいくこととしています。

あと、本年度実施の教員採用試験では、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象にした試験を新たに実施するなど、様々な見直しを行いました。本年度の取組を検証した上で、より多くの受験者を確保できるように引き続き、採用試験の在り方を検討していきたいと思っております。

あと、先ほど、保護者からの要求に関してということですが、最近、教育委員会の事務局内に学校問題解決支援員というのを配置しまして、そう

いう学校だけでは解決が難しい課題に相談として対応して、解決の促進を図ろうという、そういう取組も行っておりまして、いずれにせよ、いろんな形で教育現場のストレスなどを解消するような形の取組も検討しております。

様々なことを駆使しまして、今後とも人材の確保に向けてあらゆる角度から取組を検証し、着実に進めてまいりたいと考えております。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番（平畑 武） ありがとうございます。

素人の私が言っている話ですから、どこまでというのはありますけれども、本当に学校の先生が子どもたちは頼りだと思えますし、世の中のためにも先生らがちゃんとやっただけだと、これからよくなっていかないと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

パワハラとか何とかハラとかいうのがあります。多分、同僚の会派の方は、私が立つだけでハラハラというふうになるんだと思います。そんな余分なことはいいとして、最後の質問に入らせていただきます。時間がなくなってまいりましたので。

外国人児童生徒が多く在籍している市町への支援についてということで、先日、厚生労働省が発表した合計特殊出生率、これ、1990年以来24年ぶりに全都道府県で前年を下回ったと。全国平均が1.20で三重県も1.29という全国で25位タイという位置づけになっております。

中でも深刻なのは、東京都が0.99ということで、過去にもあるらしいんですけど、1を割り込んでいるということでございます。

これは未婚や晩婚の影響に加えて、教育費や住宅費などの経済的負担や、子育てと仕事の両立という難しさなどが背景にあると言われております。

日本の将来人口推計では、合計特殊出生率が現状のまま推移した場合、2060年には約8600万人まで減ってしまうというふうになっています。ただ、国としては何とか1億人にとめておきたいという希望を持ってございまして、これの想定値より約1400万人多いということになるわけですけど、この中の大半は外国人の方を入れるという前提の下にこの数字が出されているという

ことで聞いております。

これが正しいかどうか分かりませんが、私が研修で受けたのはそういう内容だったということでございます。

このように人口減少が著しい中で、間違いなく増加傾向になるであろうと考えられるのは、外国人児童生徒です。ここに対するきめ細かな支援を継続するために、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金の交付について、財政措置の拡充が望まれているというのも事実でございます。

これ、鈴鹿市の例をちょっと市長にお断りして話をさせてもらうんですけども、鈴鹿市では1990年、平成2年、ここに出入国管理及び難民認定法というのの改正がございまして、ブラジルやペルーなどの日系の外国籍移住者が徐々に増加し始めました。特に平成18年度頃から20年度にかけては外国人児童生徒等が年間100人ずつ増加していったと。市内の小・中学校では多くの外国人児童生徒等を受け入れてまいりました。

そのため、外国人児童生徒等への日本語教育は全ての小・中学校で取り組む必要があり、鈴鹿スタイルとして外国人児童生徒等への日本語教育支援システムの構築が不可欠になりました。

そこで、平成20年度に、早稲田大学大学院日本語教育研究科というところとの間で日本語教育についての協定を結んで、これまで12年間、鈴鹿市日本語教育支援システムというのを構築して取り組んでまいりました。また、外国人児童生徒等の一人ひとりの日本語能力の的確な把握の下に、日本語教育を行うということから、JSLバンドスケールというのを活用した日本語教育の取組を進めてまいりました。

JSLバンドスケールというのは、聞く、話す、読む、書くの4領域ごとに、児童生徒の学習状況や生活の様子などを把握して、日本語能力の発達段階を把握するというものでございます。総合的な視点として、生活場面での日本語の様子、友達とのやり取りであったり、大人とのやり取りであったり、どういう本を読んでいるかであったりというのと、学習場面での日本語の様子、授業中のやり取り、作文、日記、テストの回答、指導記録、動画等を年

1回判定するという、こういう原則になっております。

鈴鹿市は県内有数の外国人集住都市ということもございまして、市内の公立小・中学校、在籍する外国人児童生徒数は、令和5年4月時点で735人でございます。20年前の平成15年では233人でしたから、3倍以上に拡大しているという状況でございます。今後も増加傾向は変わらないだろうと考えられております。

これは市内全体の児童生徒数の4.8%を占めており、公立小・中学校40校のうち36校に外国人児童生徒が在籍しております。

分散化が進んでいる中で、外国人児童生徒の在籍数が少数の学校に日本語指導講師を派遣しておるということでございまして、今は僅か8校に8名、対象人数が20名、ここの分しかできていないという現状でございます。

国別に見ますと、鈴鹿市に住んでいる児童生徒の外国人の方ですけど、ブラジルが43%、ペルー21%、中国10%、この3か国ではほぼほぼ4分の3を占めていると。それ以外の通訳や翻訳の対応が必要な国籍数というのは全部で24か国ございますから、人数も恐らくこの15年ずっと変わっていないということで、こういう横ばい状態が続いていくんだろうなと考えております。

県や市の巡回支援員の翻訳可能言語は、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語に限られておるということでございますから、鈴鹿市では母語協力員というのを配置しながらこの対応を行っているんですけども、限度がある、また、時間数も足りない。県の指導員に限っては、やっぱり、ほとんど全市町を回るとなると大変な時間の配分があると聞いております。そういったことから、もっともっと増やしていきたいですけども、そこの財政的な不足を感じているというのが現状でございます。

質問ですけども、外国人児童生徒に対するきめ細かな支援を継続するために、帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金の交付について、財政措置拡大の必要性を考えておりますが、そこら辺についての考え方を教えていただきたいと思っております。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、外国人児童生徒が多く在籍する市町への支援について答弁申し上げます。

県内の公立小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年5月1日現在で2499人。これは20市町247校に在籍しておりまして、コロナ禍を経て増加傾向でございます。

外国につながる児童生徒が将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、かけがえのない社会の一員として自立していくためには、日本語能力や学力など、地域社会で生きていくための基礎的な力を身につけることが必要であります。

こうした力を身につけるため、外国につながる児童生徒が多く在籍する地域では、先ほど議員からも御紹介がありましたが、市町教育委員会が母語支援員等を配置しまして、日本語指導や学校生活への適応指導を実施しています。

県教育委員会としても、こうした市町教育委員会の取組を補完するために、外国人児童生徒巡回相談員を今年度1名増員しまして、5言語18名の体制で公立小・中学校に派遣等を行っています。

また市町の取組に対して、国の事業であります帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業補助金というのがあるんですけども、この補助金を通じまして、国費3分の1、県費3分の1の割合で財政支援を行っています。

今申し上げたこの補助金の今年度の当初予算ですけども、昨年度1386万円であったのに対しまして、今年度は2108万6000円と、ほぼ5割増しで増額しておりまして、外国人児童生徒が学校生活に必要な日本語能力を身につけ、安心して学びを深めることができるよう、市町教育委員会が行う母語支援員の配置や初期日本語指導教室の運営などの取組を充実させています。

今後、外国につながる児童生徒に対する支援の充実を図るため、県の予算の確保に努めるとともに、国に対して、外国人児童生徒支援に係る予算を拡充するように要望してまいります。

〔12番 平畑 武議員登壇〕

○12番 (平畑 武) ありがとうございます。

この問題についても、やはり外国人児童生徒を持っておられる市町にとっては大変なことだと考えておりますし、少しでも日本語の能力を上げて、これからの、例えば高校へ行くであったり、大学へ行くであったり、そして日本の力になっていただける人を育てていただくという意味では必要なことだと考えております。

今日、四つの項目を質問させていただきました。

もう1点だけ質問というわけじゃないんですけど、こういう世の中になったらええなというのを参考に。日経新聞を読んでおまして、猿の話なんです。猿というか、類人猿ですね。コンゴ民主共和国というところに、ボノボという種類の、チンパンジーから分かれたのがおります。これは類人猿の中でも、人間に最も近い2種類と言われております。

このボノボというのは、同じコンゴを含めたアフリカに生息するチンパンジーと比較すると、よく似た猿の種類ではございますが、平和的な組織を持っている。

チンパンジーというのは、男性上位社会をつくっておまして、子孫を残すために、自分の敵じゃないですけど、周りにおける雄を殺したり、また、子どもを殺したりしてまでも自分の子孫を残したいというのが、チンパンジーの社会らしいです。

ところが、このボノボというのは、逆に女性優位社会で、女性が男性を選ぶ、こういう世界になっておまして、そういう中で、当然、雄のけんかはございませんし、子どもを殺すこともございません。

雌のボノボが全て支配していて、これはどういうことでいくかということ、結局、本来ならチンパンジーは、自分が妊娠してから子どもを産んで、子どもが離乳、おっぱいも飲まなくなった、このときまで発情しないらしいんですよ。ところが、ボノボは仮想的に発情するということで、本来、生殖行為があっても子どもに結びつかないんですけれども、そういった世界のために、1匹の雄が支配するということができないんです。体力的にもできない。だ

から、ある意味そこに住んでいる雄にとっては何も争わなくても、そういうことができるということで、平和な世界が保たれている。

雌の世界でも、年長者の雌が支配しているんです。若い雌は年長者に従うことで世の中をうまく渡っていく。また自分の息子である、それらの子孫もつくっていけると、こういう世界をつくっているらしいんですね。

そういったのも、全てが人間社会につながるかどうか分かりませんが、コンゴの中でしょっちゅう内戦があった、そういう国の中でそういう話があるというのは、ほっこりしていいかなというふうに私は感じ取りました。

そういった世の中になればなというふうに、直接質問には関係ないんですけど、いろいろとお願いいたしましたけれども、先ほどのことも含めまして、今後ともよろしくお願いいたします。

今日は真面目な質問で申し訳ございません。失礼いたします。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。44番 青木謙順議員。

〔44番 青木謙順議員登壇・拍手〕

○44番（青木謙順） おはようございます。

新たに谷川議員が加わり、20名の大台に乗りました会派、自由民主党、津市選挙区選出の青木謙順でございます。

本日、めでたくも52歳の誕生日を迎えられました議長のお許しをいただきましたので、本日は大きく三つのテーマ、いつも三つなんですけれども、県当局のこれまでの取組、それから今後の事業展開の方向性などについて、お聞きしたいと存じます。

実は本日、6月10日は時の記念日ということもありまして、ジョークも、あの一も、えーっとも省略し、時は金なりで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

昨年6月14日の一般質問、ちょうど1年前になるんですけれども、私は「ONSEN」、O、N、S、E、Nを共通語として、世界に発信することが観光成長戦略となると題しまして、温泉を観光資源と位置づけて観光振興に取り組むことを提案いたしました。

その際、当時の観光部長からは、検討を進めていくという前向きな答弁をいただきました。

折しも、その2日後だったと思うんですけれども、令和5年6月16日には、国において、経済財政運営と改革の基本方針2023、いわゆる骨太の方針が閣議決定されまして、その中で温泉が磨き上げるべき観光資源として明記されたところでございます。

これは、自由民主党、公明党両党の国会議員でつくる「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録推進議員連盟の御尽力もあり、温泉が国全体の観光資源として位置づけられたことは大変意義深いなど、こんなふうを考えております。

このような流れの中で、本県において今年3月、最近の話ですけれども、三重県観光振興基本計画、これでございますけれども、（現物を示す）参考資料を入れると65ページあるんですけど、私は期待に胸を膨らませまして、わくわくしながら、この基本計画の1ページ1ページ、1行1行をくまなく読ませていただきましたが、温泉については、三重県の特徴的な観光資源の

一例として、1枚の写真が小さく掲載されているだけでございました。

見てください。（パネルを示す）参考資料を抜きますと43ページなんですけれども、見えると思いますので。

昨年6月の一般質問では、観光部長から、「今年度、次期三重県観光振興計画の策定を進める中で、観光資源としての温泉をどのように生かしていくのか、地域の事業者の方々と共に少し掘り下げて検討を深めてまいりたい」との答弁をいただき、期待値が非常に大きかっただけに、落胆の一語に尽きました。

そこで改めて、これは要するにあぶり出しかなと思ったりもしましたので、昨年度、計画の策定を進める中で、地域の事業者の方々と検討を行われた際に、どのような提案や意見が出されたのでしょうか。また、その提案や意見を受けて、県ではどのように事業を展開していこうと考えているのでしょうか。当局のお考えをお聞きしたいと思います。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 温泉を活用した事業展開についてお答えいたします。

三重県では昨年度、三重県観光振興基本計画を策定するプロセスにおきまして、温泉旅館も加盟いただいております。旅館やホテルの関係組合に計5回のヒアリングを実施しております。

その中では、温泉旅館等の宿泊施設における人材の確保や事業継承の課題など、どちらかという産業としての体制面につきまして御意見をいただいております。それについては新しい三重県観光振興基本計画におきましても特に人材確保面でしっかり取り組んでいくこととしております。

一方、このような計画策定プロセスとは別に、日頃から、私どもは観光地を回りまして、職員が県内各地の関係者から意見を聴取する中で、温泉地の観光協会の方からは温泉を活用する観点からの具体的な提案をいただいております。大きく三つございました。

一つ目が温泉地のブランドイメージの強化、二つ目が宿泊・滞在につなげる仕掛けづくり、3点目が温泉を活用したまちづくり等について支援してほ

しいといった、大きく三つの声をいただいております。

こうした地域の皆様の声に対応するものとしまして、令和6年度は大きく二つの取組を行っております。

一つ目は、事業名で言いますと三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援事業というものでございますが、DMOと言われる観光地域づくり法人などが地域の関係者の皆様と連携して取り組む滞在型の観光コンテンツの磨き上げ、さらには旅行商品としての提供体制の構築、販売促進プロモーションなどに対しまして、専門家のコンサルティングを通じまして、先ほどの声で言いますと、一つ目の温泉地としてのブランドイメージの向上でありますとか、二つ目に御紹介しました宿泊・滞在の増大に向けて支援するものでございます。

また二つ目でございますが、事業名で言いますと、先駆的で持続可能な観光地の構築支援事業でございますが、DMOや観光協会、市町、観光関連事業者の皆様が一体となって取り組む宿泊施設や観光施設の改修、観光案内や二次交通の充実などの取組を支援いたしまして、先ほどの声で言いますと三つ目の温泉地の観光地づくりにつなげていこうとするものでございます。

いずれにいたしましても、温泉は旅行者の宿泊・滞在目的となり得る重要な観光資源の一つであると認識しております。

県といたしましては、温泉を活用した観光振興に取り組む地域を支援することを通じまして、温泉地のさらなる魅力向上や誘客促進に努めてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 今部長から、三重県観光振興基本計画には特に書いていないけれども、これまでの取組について、るる御説明がございました。

それならもう少し温泉の記述があってもいいのではないかと、1行ぐらいあってもいいんじゃないかなと思ったところでございます。

古来より、日本人は温泉というものについて、体をきれいにする、清浄するだけでなく、健康の増進とか、それから病気やけがの治療のための湯治

など、独特の温泉文化を育んできたはずです。

現代でも、単なるお風呂としてではなくて心身を癒やしてくれる様々な効用を目的として、温泉地に来られた方も多いのではないのでしょうか。

そして、温泉を目的とする、訪れるお客さん、特に湯治を目的とされているお客さんは、いわゆる三重県が少し弱いと思われる長期滞在をされる方が多いと聞いておりますし、気に入っていただければ何度でも訪れる、いわゆるリピート客になってくれます。

また、多くの温泉はそれぞれの地域の歴史や文化と非常に深い関係がございまして、様々な観光資源と一緒に発展していく可能性を持った貴重な観光資源は去年も述べたところでございます。

環境省が公表している現状を言いますと、令和4年度温泉利用状況では、三重県は温泉地の数が71で全国14位ですが、観光経済新聞が令和5年12月18日に発表したにっぽんの温泉100選総合ランキングでは75位に鳥羽温泉郷が唯一入っているだけです。

参考までに、5年前の同ランキングでは80位に鳥羽温泉郷、93位に榊原温泉、97位に志摩温泉郷の三つの温泉がランクインしていますけれども、いずれも下位でございます。

三重県の温泉は知名度が低いと言わざるを得ず、せっかくの貴重な資源を有効活用できていない、私は非常にもったいない状況であるなと思っています。

私は昨年、一般質問でこのことについて質問させていただいた経緯もございまして、実は群馬県及び群馬県議会における温泉文化の世界遺産登録に向けた取組に関する調査を行うために、12月に中森議員、中嶋議員、津田議員と共に群馬県議会を訪問し、県庁担当者と県議会リトリート・温泉文化に関する特別委員会の星野寛委員長らから貴重なお話を伺ってまいりました。

群馬県では、国の無形文化財登録を目指して、温泉文化の定義・わざ・担い手を明確化するために、全国約3000か所の温泉を調査したり、自分に合った温泉巡りの行程が組み立てられる温泉コンシェルジュ、公益財団法人群馬

県観光物産国際協会のことですけれども、といったサイトを立ち上げるなど、ホームページを活用したPR活動を充実しております。

また議会のほうでも、我々も努力せなあかんと思っておるんですけれども、平成22年以降全国で温泉地が減少していることへの危機感を感じ、星野委員長が中心になりまして、平成30年に温泉文化世界遺産研究会を立ち上げられまして、温泉文化のユネスコ無形遺産登録に向けた取組の全国展開を図るべく御尽力されています。

このように、群馬県では執行部と議会が一体となり、温泉関係者や、また観光事業者と連携して独自の積極的な取組を行うとともに、地道な取組を積み重ねてきています。

例えば群馬県で特に有名な草津温泉、伊香保温泉ですけれども、例えば草津温泉ですと、湯もみと合わせた民謡、草津節になぞらえまして、同温泉で江戸時代から盛んな湯治を軸とした地道なPRを、また、伊香保温泉では有名なジブリ映画のモデルとなったことを生かし、近年の聖地巡礼ブームに合わせたPR活動を展開されています。

このように、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた全体的な取組と、先ほど紹介させていただいたような、それぞれの温泉地の特性というものを生かした取組の両輪が回ってこそ、生きた施策、生きた取組になっていくと思っております。

折しも、昨日も番組がありましたけれども、NHKの大河ドラマで平安時代を舞台にした「光る君へ」が放映中ですけれども、今年の答弁でも知事からお話がありました。

主人公紫式部のライバルとして登場する清少納言の代表作「枕草子」で、「湯は七栗の湯 有馬の湯 玉造の湯」として、日本三大名泉にたたえられていますけれども、そういった榎原温泉もございしますが、このにつぼんの温泉100選の中に、先ほど御紹介しましたけれども、三重県内の温泉地が一つでも多く選ばれるように、戦略的かつ効果的なPR活動を展開していく好機だと考えるんですけれども、いかがでございましょうか。お答えいただき

ます。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 温泉のPRについてお答えいたします。

三重県には鳥羽温泉郷や榊原温泉のほか、傷ついた鹿が傷を癒やしたという伝説が伝わる湯の山温泉、さらには長島温泉、赤目温泉、湯ノ口温泉など、歴史や特色のある温泉が数多く存在しております。

これらの温泉を旅の前や旅の最中に知っていただくため、三重県観光連盟の公式サイト、観光三重におきまして31の温泉を紹介しておるとともに、三重県観光連盟が発行する広報紙におきまして、毎年冬には県内の温泉地を特集するなどの情報発信を行っております。

県といたしましても、それぞれの温泉地で特性を生かした取組が必要であると認識しております。

このため、例えばマウンテンバイクを使って青山高原から榊原温泉までロングトレイルを行うツアーと温泉を組み合わせたり、鍾乳洞での洞窟体験と温泉を組み合わせるなど、体験と温泉を組み合わせた商品化を支援しております。

また、鳥羽温泉郷や赤目温泉では、国の補助事業も活用し、温泉宿を含め、地域の事業者が一体となって高付加価値な観光地づくりを進めていただいております。

さらに、湯の山温泉におきましては、食と温泉を組み合わせたガストロノミーツーリズムが、さらには榊原温泉ではポールを使ったウォーキングでありますノルディックウォーキングなどの自然アクティビティーと温泉を組み合わせた体験プランなども提供していただいております。

につぼんの温泉100選は、観光経済新聞社が実施しておる旅行会社の投票で決まる温泉地ランキングでございます。旅行会社の方々に選ばれるためには個々の温泉地が地域の滞在価値をさらに高めていただき、他県の温泉地と異なる魅力づくりを進めていくことが必要だと認識しております。

県といたしましては、引き続き温泉を生かした観光地の魅力づくりに取り

組む観光地域づくり法人や温泉地を支援するとともに、宿泊や食、体験コンテンツと併せまして、温泉地としての魅力を積極的に発信してまいりたいと考えております。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 新観光部長に期待したいと思います。いろいろと説明ありがとうございます。

さて、知事でございますが、昨年6月の一般質問で、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に対する知事の思い、そして、今後の温泉を活用した観光業の発展に向けた思いをお尋ねしたと思うんですけども、そのときに「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会への加入を知事御自身が発案されたと。また、同知事の会の議論の中で、大阪・関西万博における温泉文化の発信を提案していただいたことなどを聞かせてもらいまして、大変心強く感じたのを覚えております。

最近では、外国人観光客が大幅に増加しているニュースも連日伝えられておりまして、天橋立で有名な京都府宮津市では、外国人観光客が昨年の15倍ですかね、オーバーツーリズムが懸念されるような事例も増えてきました。

外国人観光客は、来年開催される大阪・関西万博の期間中はさらに増えることが見込まれると思いますので、私も日台友好三重県議会議員連盟の顧問をさせてもらっていますけれども、台湾へ行きますと、何が魅力かと聞くと、やっぱり温泉と雪と言われるんですね。そういった温泉は外国人観光客を呼び込む一つの重要なツールになり得ると考えていますので、大阪・関西万博開催までいよいよ1年を切ってしまいますが、温泉を活用した観光振興は、この機を逃さず積極的に進めていただきたいと思いますが、そこでお伺いします。

大阪・関西万博における日本の温泉文化についてのPRは、現在知事会でどのような話になっているのでしょうか。

また、それに合わせて本県の出展企画において、温泉をテーマにしたPRを行うことも含めて、大阪・関西万博を好機としたインバウンド誘客をどの

ように行くか、知事にお伺いします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 日本は火山列島であります。至るところに温泉が湧き出しているということでございまして、議員から話をいただきましたけれども、この三重県にも多くの温泉が湧いているわけでございます。

先ほど御質問の中でおっしゃったとおり、去年6月14日に議員から御質問をいただいて、温泉について大阪・関西万博であるとか、あるいは今後、ユネスコ無形文化遺産登録に関して、知事会議でしっかりやっていくということをお答え申し上げたわけでございます。

またそのときあわせて答弁の中で、歴史的にも非常に古くて、神話の世界から温泉というのは日本でも取り上げられていまして、大国主命に、少彦名命が温泉を探し歩いたという話を申し上げたところでございます。

JNTOが調べましたインバウンドで日本を訪ねる人たちの観光魅力、なぜ日本に来るのかということで申し上げますと、2023年のJNTOの調査ですが、第7位が、温泉に入るために来るということですので、台湾のお話を議員からいただきましたけれども、それだけに限らず、日本を訪ねられる外国人の中には温泉に入りたいと言って来られる人もいます。第7位と申し上げましたけど、その他というのがその前に入っていたので、これを除きますと正確には第6位で、三重県を訪ねる観光客がなぜ、三重県を訪ねるのかと、これを聞きましたところ、令和4年の調査で対象は日本人なんですけど、温泉を楽しむというのが10%ということでございまして、温泉は魅力の一つというのは事実であります。

熊本県に黒川温泉という温泉があります。これは皆さん聞かれたことがあると思います。温泉で非常に有名な観光地であります。

観光部の人たちに、これは何で人がようけ行くようになっているのかなと質問しましたら、回答をいただくことができなかった。それは、多分そんなもん当たり前やないかと。恐らく20年前か30年ぐらい前に黒川温泉は非常に有名になりました。議員の方々も皆さん御存じだと思いますけれども、なぜ

黒川温泉に多くの人が行くようになったか。これが一つのヒントではないかと思っております。

これは旅行業界の中では割と有名な話でございますので、そういったことを三重県の温泉でもやっていく必要がある。

冒頭に申し上げましたように、火山列島である日本には多くの温泉があります。ほかの県と競って観光客を誘致してこなきゃ、持ってこなきゃいけないときに同じことをやっておってはいかんで、例えば黒川温泉の優れた取組とか、城崎温泉の優れた取組とかそういったことを勉強していかないかというのが一つのポイントだと思っております。

御指摘いただいた大阪・関西万博に関しましては、私のほうから、知事会議で二つ提案しています。

一つは祭り、これに光を当てて、外国の方々、大阪・関西万博を訪れる方々に日本の祭りのよさを訴えていこう。これは今実現しそうであります。エキスポアリーナというところが万博の会場にできるんですが、そこで三重の祭りというのが披露される予定になっております。これは、意見が通ったところでございます。

温泉は、実はまだこういうものをやろうというのは決まっていません。あと1年を切りましたので、ひょっとしたら難しいかもしれませんが、御指摘いただいた温泉について、「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会もございますので、これからも粘り強く対応していこうと、言っていこうと思っております。

御指摘いただいたように多くの温泉地が三重県にはございます。その個性を発揮していかなきゃいけませんし、多くのお客さんに来てもらう必要があるんで、どういったところが売りなのかというのは、観光魅力をさらに掘り下げていく、磨き上げていく必要があるんですけども、三重県のブースで発信していきたいと思っております。

いずれにしても重要な観光のツールでございますので、これからも様々な御意見を議員からもいただきながら、三重県の温泉が多くの旅行者、

これはインバウンドだけではなくて、国内旅行者も呼べるようにしっかり対応していきたいと考えております。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 知事から答弁いただきました。

今いろいろと説明もございましたので、省略させていただきますけれども、今年4月に天皇陛下の御聴許があって、2033年式年遷宮に向けた行事が始まることになると。恐らく大阪・関西万博開幕翌月の5月に行われる山口祭を皮切りに本当に様々な行事が行われる。前回と同様、2033年になると思いますけれども、大きな盛り上がりを見せてくれるはずだと思います。

そのときに、そういう意味でも、今、温泉を一つ取り上げていただきましたけれども、大阪・関西万博でのPRは一、二年の単発の波ではなくて、この先約10年をにらんだ長く大きな波の試金石となるイベントだと思います。

前回の質問の続きということで、本日は、温泉に軸足を置いた観光振興について質問させていただいたわけですが、温泉文化を次世代に継承し、温泉を活用した観光業がますます活性化していくのはもちろんのこと、三重県全体の観光振興につながるように、今後もより一層の御尽力を賜りますようお願いしたいと思います。

それでは、ちょっと時間もありませんので、次の質問に移らせていただきます。

それでは、このパネルを御覧ください。（パネルを示す）県民の皆さんから意見・要望として生活に身近な道路の除草や側溝、路肩の維持管理、安全対策についての声を非常に多くいただきます。

こうした県民の皆さんの要望を受けて、これまでも予算決算常任委員会の総括的質疑や防災県土整備企業常任委員会において、特に要望の多い県管理道路の除草について重点的に質問や提案を行ってまいりました。

もちろんこれまでには、昨年3月6日の予算決算常任委員会総括質疑での石垣議員や、9月28日の一般質問での村林議員をはじめ、常任委員会のメンバーや様々な立場から訴えていただきました。

おかげさまで令和6年度は、道路除草対策予算が対前年度比で4億円増となりまして、迅速な対応に深く感謝を申し上げるところでございます。

なお、予算をつけていただいたことに対しては、当然のことながら地域の皆さんからも、個々にいろいろなところから感謝の声が届けられるとともに、実際に行われる事業に対して期待は大きく高まっております。

そこで、改めて伺いますけれども、除草対策についてどのような対策を講じてきたのでしょうか。

また、これまでの取組や成果を踏まえ、今後はどのような対策を進めようとしているのか、具体的な内容についてお聞きしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは道路除草についてお答えいたします。

道路除草については、平成29年に策定した維持管理方針に基づいて、原則年1回、交通安全や景観に配慮が必要な箇所などは2回として、優先順位をつけながら実施してきているところであります。

また新設する道路では、建設当初からのり面に張りコンクリートを施工するなどして、草が生えないような防草対策を実施しております。

しかしながら、道路利用者や沿道住民から多くの要望や苦情を受けていることに加えて、交通安全や景観への配慮だけではなく、防犯や害獣などへの対策、良好な生活環境などの観点からもいろいろな御意見をいただいているところであります。

近年では労務費の上昇や燃料費の高騰などにより、維持管理コストが増加する中、地域の声にきめ細かく応えながら安全・安心を確保していくためには、それに応じた予算の確保が一層必要となってきているところであります。

令和6年度においては、先ほど議員がおっしゃったように除草を含めた道路維持管理事業について、昨年度の30億円から8億円増の38億円を確保いたしております。

これも青木議員をはじめ、多くの議員から御質問をいただいたおかげだというふうに認識しております。本当にありがとうございます。

この予算を有効に活用していくために、道路ののり面や路肩に張りコンクリートや防草シート、土系舗装による草が生えないような防草対策を、県内10建設事務所で行っております。

この構造物による防草対策についてですけれども、施工時に一時的な費用がかかりますが、耐用期間中は除草費用が抑えられるため、長期的に見れば平準化されていきます。特に小まめな除草が必要とされる箇所では大きな効果が発揮されるため、そのような場所を中心に現在実施しております。

また、構造物による防草対策が難しい植樹帯には雑草を防ぐ効果があるカバープランツを植える取組も進めております。

さらにそれ以外の対策として、自治会等への除草委託というのを進めておりますが、これが年々解約されておりますので、昨年度、参加者の負担軽減のための制度の見直しを行いました。

具体的には、面積要件の下限の緩和や申請書類の簡素化についてであります。この結果、受託する自治体等の高齢化等による減少傾向、これは依然として続いておりますが、新規受託の自治体を一定数確保することができましたので、ある程度下げ止まりにつながりました。引き続き制度の周知を図るとともに、様々な工夫や新たな取組についてもしっかりと検討しながら進めていきます。

生育旺盛で苛酷な場所でも繁殖する雑草の防除対策を恒常的に講じていくことはなかなか厳しいことではあります。

しかしながら、今年度増額された予算によって除草の効果を目に見える形で県民の皆様にお示ししていくとともに、今後も課題の解消に向け、新たな手法による低コスト化の検討や様々な工夫を重ねながら、県管理道路の安全な通行確保や景観向上に努めてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 県道だけじゃないので、市道や町道もあるわけですので、このように県が先頭を切って取り組んでもらうということは、市町への波及効果も期待できるのではないかなと思います。

引き続き、県民の皆さんが安心して道路を利用できますようお願いしたいと思います。

次に、雑草問題と同様に、県民の皆さんの要望が多いのは、側溝、それから路肩の安全対策であります。

側溝については、例えば老朽化や整備後の周辺環境の変化により、十分な機能が果たせていない箇所があります。

路肩については、以前からもお願いしているところですが、安心して通行できる歩道幅の確保を求める声があるわけです。

そうした中、例えば私の地元の津市内では、昨年度の側溝整備要望箇所は、1年間で20から30か所もあるのに、実際に工事できたのはどれだけかなと思ったら、1年に1か所だったそうです。

道路は県民の皆さんの生活に密着しており、しっかりとした整備、それから維持管理が求められること、その中で、歩行者等の安全を確保するための側溝、路肩の対策への切なる要望が多く寄せられることはもう無理からぬことではないかと考えています。

津市内だけで20から30か所ということは、県内全域でやはりかなり多くの要望があるものと想像するんですけれども、生活の安全・安心を守るため、側溝や路肩の安全対策をしっかり行うことが重要であると考えますけれども、県は道路管理者として、どのような認識を持ち、どのように取り組んでいるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** 側溝、路肩の安全対策についてお答えいたします。

県民生活に身近で、日常を支える道路の安全対策は、大変重要であると認識しております。

とりわけ側溝は道路面の雨水を排水するものであり、また路肩は車両走行時における側方余裕の確保や自転車の通行部分などの機能を持っておりますので、安全で円滑な道路交通を確保するために非常に重要な構造物であり

ます。

道路施設の維持管理については、日々の道路パトロールによって劣化や不具合の状況把握に努めておりまして、緊急対応が必要な場合には、直営または委託業者により対応するなど、道路交通の安全の確保に努めているところであります。

こうした中、側溝や路肩の修繕など、道路利用者や地元住民の日常生活に直結する要望については、まず現地の状況を確認した上で、要望の内容を詳細に把握して危険度や緊急性を勘案して優先度の高い箇所から順次対策を行っているところであります。

また要望される対象範囲全ての対応が難しい場合もありますので、そういった場合については緊急性の高い一部の区間の対策を先行して実施するなどして、少しでも地元住民をはじめとする全ての道路使用者に寄り添えるような対策を行っているところであります。

引き続き、安全で円滑な道路交通を確保し、道路利用者に少しでも改善を実感していただけるよう、道路施設の維持修繕に努めてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 現地確認を行って、それから危険度などから優先順位をつけて対応するというので、少し安心したところでございますけれども、ここまで、私は二つの大きな話をしました。

県民の皆さんに身近な事例として、道路の除草、それから側溝とか、今、路肩の安全対策を取り上げてきましたけれども、次に、この道路施設全体の維持管理はどうなっているのかなと思うんですけれども。

県内では順次道路整備を進めてもらっています。すると、当然ながら道路延長が伸びれば必要な維持管理費も増えるのは当たり前です。

しかし、厳しい財政状況の中、予算は横ばいならよいほうで、場合によっては減額される場合も少なくありません。

ここでパネルを御覧いただきたいと思いますが、（パネルを示す）こちらは三重県と三重県に財政力指数が近い県をずっと並べました。6県並べまし

て、道路延長1キロメートル当たりの維持予算がどれくらい確保されているのかをグラフ化したものです。

7県の中で、財政力指数の高い順から、左からずっと並んでいるんですけども、三重県以外の6県の平均は1キロメートル当たり280万円ですけども、対する三重県は210万円ということがございます。それぞれ道路の状況が異なりますから、単純比較ってできるものじゃないんですけども、三重県の道路維持予算が決して潤沢ではないということがお分かりいただけるのではないかと思います。

一方、近年大きな社会問題となっていますが、人件費や資材価格の高騰により、要する事業費は年々上がっておりまして、実質的な予算としては大きく減額しているのではないかと思います。

安全・安心を確保するための維持管理を進めていただくためには、答弁いただいたような効果的に対応する交通上の工夫や、住民に寄り添った対応をしていただいているんですけども、それらには限界があるのではないかと思います。

どうしても一定額以上の予算が必要になりますが、維持管理経費については、国の補助はほとんどなく、先ほどの除草も含めて執行部においては、限られた県費の中で非常に工夫したり、いろんな対応をしていただいているんじゃないかと十分承知しているんですけども、人件費や材料費の高騰が続く中で、維持管理の予算確保や効率的・効果的な管理の推進は今後も継続的な課題であると認識しているんですけども、予算の確保を含め、老朽化し、増大する道路施設の維持管理をどのように今後進めていくのか、いかがでしょうか。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは道路維持管理予算についてお答えいたします。

老朽化対策を含めた、修繕も含めた道路施設の維持管理については、国の補助事業を活用して計画的に施設修繕を実施する予算と、各施設の日常管理

や軽微な補修、緊急性を有する施設修繕などに使う県単独事業の予算と二つの予算があります。

こうした中、先ほど議員がおっしゃったとおり、新規供用によって道路延長が伸びていること、物価高や人件費上昇により道路施設の維持管理費用は増加傾向になっております。

この増加する維持管理予算の対策でありますけれども、橋梁やトンネルなどについて施設の損傷後に修繕を行う事後保全型の維持管理から、損傷が進む前に計画的修繕を行う予防保全型、こちらのほうが予算が少なく済みますので、こういった維持管理のほうに転換を図って、老朽化が進む各施設の維持管理のトータルコストの抑制に努めております。

このような道路インフラの老朽化対策については、国の防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で重点的に取り組む対策として位置づけられておりますので、本県においても、この対策の推進に必要な所要の予算が配分されております。

この予算を維持修繕事業として最大限活用しながら、これを活用できない部分に限って県単独事業の予算を確保して効率的・効果的に維持管理を推進しているところであります。

なお防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については今年度の補正予算で終了予定でありますので、その後についても引き続き国土強靱化予算として老朽化対策など、維持修繕事業が確保されるよう、しっかり要望していきたいと考えております。

今後も、地域の実情や路線特性などに応じて、安全・安心な道路環境を確保するため、限られた維持管理予算の有効活用に努めてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 令和6年度は、こども・未来 まもる 予算というのを大きく掲げてみえるんですけども、こういった事業もひいては、子ども、お年寄りも含めて守ると、命を守ることにつながっていくのではないかと思いますので、今後補正予算も含めて期待したいと思います。

次に、建設産業の活性化についてお聞きます。

建設産業は、道路や河川、港湾、都市公園等の社会資本の整備、維持管理や災害時の緊急対応など、県民の生活を支える非常に重要な役割を担っています。

とある求人キャリア支援企業の大学生へのアンケートにおいても、社会貢献度が高い、歴史があるなどのプラスイメージが挙げられる一方で、作業的、昔ながらの文化、ワーク・ライフ・バランスが取れないといったマイナスイメージも少なくありません。

私は、かつて中学校教員として勤めたことあるんですけれども、進路指導を担当していた頃を思い起こしますと、国土を守り、人の命を守る建設業に憧れを抱く生徒もたくさんおりました。その夢に向かって進路選択する生徒も多かったわけでありまして、ただ、一方で、親御さんの中には、建設業に対して危険ではないのかとか、残業が多くきつい環境なのではないのかとか、給与は安定しているのかという心配をされる方も一定数おられまして、そうした子どもの安全・安心を思う家族の気持ちが、結果的に、建設業への進路を遠ざける結果につながる様子もその当時感じさしてもらったこともあります。

全国的な傾向として、建設業の就業者数の減少や高齢化が進み、若い担い手の不足が叫ばれるようになって久しいわけでありまして、少しずつ変わりつつあるとはいえ、まだまだ建設業界に対してきついとか危険とかといったイメージを持っている方はいるのではないかと思います。

今年4月から時間外労働の上限規制も始まり、担い手の確保は待たなしの状況になりました。こうした中で、三重県の未来を担う若者が希望と自信を持って建設産業への就職を志すことができるようにするためには、企業の大小にかかわらず、労働環境や経営状況を改善するとともに、そうした取組を当事者である若者はもちろんのことですけど、周囲の御家族とか学校関係者などに広くPRしていく必要があると思っています。

県においては、令和6年3月に三重県建設産業活性化プラン2024を作成し、

私も常任委員会の委員だったのでよく知っているんですけども、担い手の確保や労働環境の改善、生産性の向上、企業の安定経営に向けた対応に取り組むこととされています。

非常に、大いに期待したいんですけども、そこでお伺いいたしますけれども、若者が希望と自信を持って建設産業への就職を志すことができるよう、具体的にどのような取組を展開していかれるのか、建設産業の活性化に向けた当局の考え方をお聞きしたいと思います。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** 建設産業の活性化に向けての考え方と具体的にどのように取組を展開していくのかについて御答弁させていただきます。

先ほどもありましたけれども、地域の守り手として、県民の安全・安心の確保に重要な役割を担っております地域の建設業では、就業者の高齢化や若手就業者の減少が進んでおり、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

建設業界への入職を妨げる要因である、きつい、汚い、危険といった昔ながらの建設業のイメージを払拭し、就職先として建設業を選択してもらうためには、建設現場での建設DXを活用した生産性の向上や労働環境の改善をより一層進めながら、現在の建設業の働き方、魅力をしっかりと発信することで担い手の確保につなげる必要があると考えております。

このため昨年度、学識経験者、建設DXや経営に関する有識者、建設業団体の代表、工業系や普通科高校の進路指導教諭などで構成いたします検討会を開催しまして、三重県建設産業活性化プラン2024を策定したところでございます。

新たなプランでは、地域の建設企業が時代の変化に対応した経営により、将来にわたり存続し続けられるよう、担い手の確保、労働環境の改善、生産性の向上を取組の三つの柱として、またこの三つの柱を支えるための建設企業の安定経営を加えた四つの柱での構成といたしました。

担い手確保の取組としましては、これまで行ってきた高校生などを対象とした出前授業等でのPRを続けますとともに、進路決定に大きな影響を与え

ます保護者に対しても、現場説明会やSNSなどを通じて、現在の建設業の働き方や魅力を発信していきます。

また、検討会において、建設企業が提出する求人票は就活生の目に留まらないものが多いと進路指導教諭からの意見をいただいていることから、生徒が欲しい雇用情報や他業種が行っている工夫など、効果的な求人活動方法等についての建設企業向けセミナーを5月に開催したところでございます。

加えて、建設業への入職の動機づけとして、在学中での資格取得が有効であるとの意見もいただいたことから、高校生を対象に講習会など資格取得に向けた支援を行う予定でございます。

次に、現在の建設工事では、効果的な施工や管理を行えるICT建機やドローンなどの活用、クラウド上で受発注者間の書類のやり取りを行うことで、提出に係る移動時間を削減できるASPの活用を促進させており、建設DXの導入による生産性向上を進めておるところでございます。

加えて、建設企業の労働環境の改善に向けまして、これまで現場技術者が行っていた現場作業と工事関係書類の作業業務を、ウェブを活用することで現場とオフィスで分離し、オフィスで別の担当者が書類を作成することで負担を軽減することができるバックオフィスの機能の導入を促進しております。これにつきましても企業向け講習会を予定しているところでございます。

これら建設DXを進めることで、生産性を向上させ、時間外労働時間の削減など労働環境の改善につなげまして、ひいては担い手確保につなげる好循環をつくり出すことが重要と考えております。

この成果を、建設業の新しい働き方として、高校生や保護者などにしっかりとアピールしていきたいと考えております。

次に、建設企業の安定経営に向けた取組では、ダンピングを防止し適正な利益を確保することで、建設DXなどの取組へ投資できる環境を整えるべく、昨年度末に最低制限価格等の算定式の改正を行ったところでございます。

引き続き、これら三重県建設産業活性化プラン2024の取組を教育機関、県、建設企業が一体となって着実に推進するとともに、市町へも拡大することで、

若者が希望と自信を持って建設産業へ就職を志すことができる環境を整えてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 今現在、取り組んでいただいていること、熱意を非常に感じました。引き続きこの建設産業の課題解決に向けた取組を進めていただきますよう、期待したいと思います。

それでは時間の関係もありまして、次の質問に移らせていただきます。

最後に、農業の振興について何点かお聞きしたいと思います。

まず、担い手への農地の集積・集約化についてお伺いいたします。

世界的な人口増加、新興国の経済成長等による食料需要の増加や、国際情勢の不安定化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり、地球温暖化の進行、国内の人口減少など、農業を取り巻く状況は大きく変化してございます。

国では、こうした食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応していくために、農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の改正が先日、5月29日に可決、成立しました。

本県では、令和5年度に食料自給総合対策調査特別委員会が設置され、食料の安定供給、食料自給力の向上などについて検討を重ね、執行部への提言もされました。

食料の安定供給、食料自給力の向上を進めていくためには、担い手が農地を有効活用し、生産性を上げていく必要があります。本県では、JAとか、市町、農地中間管理機構、県が連携されて、担い手への農地の集積・集約化を進めているところですけれども、農業従事者の高齢化や、私の地元もそうなんですけれども、後継者の不足による減少が進む中で、担い手と農地を結びつける中間管理機構の役割はますます重要になってきています。

そこでお伺いします。

担い手への農地の集積・集約化を一層進めていくために、農地中間管理機構と連携してどのような取組を進めてきたのか。また、その取組により、どの程度の集積・集約化が進んだのか。その成果も含めて今後どのような展開

があるのか教えてください。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 担い手への農地の集積・集約化について御答弁申し上げます。

食料の安定的な供給に向けて、農業の生産性を高めるためには十分な農地を確保し、地域の生産の中心となる担い手が持続的な営農を行えるよう取り組む必要がございます。

県では各事務所に、市町、J A、農地中間管理機構等で構成されます農地中間管理事業推進チームを設置しまして、担い手への農地の集積・集約化を計画的に進めております。

また、地域における将来の担い手や農地利用の方向性を示す地域計画を令和6年度中に市町が策定することとされましたので、集積・集約化の加速に向けて、地域の話合いが進むよう支援しております。

こうした取組の結果、本県の担い手への農地集積率は毎年度着実に増加し、令和5年度末時点では46%となっております。

農業従事者の減少や高齢化によりまして、担い手が不在となる地域が増加するなど、農地の遊休化が懸念される一方で、独立自営就農希望者が農地確保に苦勞されているという現状もございます。

このような地域と担い手とのマッチングを強化するため、県では、農地中間管理機構と連携しまして、令和6年度から新たにアグリビジネスプラン支援事業に取り組んでまいります。地域での話合いを通じて、機構が確保しましたまとまった農地を、優れたビジネスプランを提案された地域外の担い手や企業などに貸し出すことによって、農地としての有効利用につなげてまいります。

今後とも関係機関と連携し、担い手への農地の集積・集約化を進めてまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） るる説明がございました。一言で農業といいましても、

地形とか気候とか環境なども様々でございますし、農業形態は千差万別でございます。

農地の集積・集約化の取組だけでなく、家族農業の継続を希望する農業従事者に寄り添った取組も非常に重要でございますので、その多様性を包括して取組を進めないと、農業、そして農地は守っていけないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変な取組で御苦勞も多いかと思ひますけれども、きめ細やかな丁寧な取組を進めていただきますようお願いしまして、次の質問に、ちょっと時間ありませんので移らせていただきます。

続いて、農地転用についてお伺ひします。

先ほどの質問とは少し真逆といひましようか、矛盾する内容になるかもしませんが、これも地域にとっては大きな問題だと考えていますので、取り上げさせていただきますことにしました。

先ほども述べたように、私は、食料の安定供給は極めて重要であり、そのために農地を有効活用して生産性を高めていくことは非常に重要であると考へています。

しかしながら、過去に優良な農地として整備などが行われたものの、農業従事者の高齢化や後継者不足、その他の様々な事情がありまして、現在は営農が行われていない農地もあり、努力して復活できればいいんですけども、整備当時の子どもや孫の世代の方々がその土地を管理しているということも少なくございません。

また、既に営農はできないけど、代々の農地を守るために、草刈り等の管理だけをされている方も見えますが、高齢化が進んで、農地の維持は年々難しくなっている状況であります。代わりに農地を引き受けてくれる担い手もない。自分がいなくなれば、この農地は将来どうなるのか、大変不安に感じておられます。

そのため、農地を農業とは別の用途で活用することなどを検討するものの、今は営農されていなくても優良農地に位置づけられていると、農業利用以外

の活用が厳しく制限されており、農地を手放すことも難しいのが実情です。

食料の安定供給を図るためには農地が必要であり、農地の確保に向けて法律、それから制度に基づいて適切な手続を行っていくことは重要なのは十分理解しているんですけども、農地の実態や地域の状況に応じた柔軟な対応も必要なのではないかと思います。

国では、改正された食料・農業・農村基本法を踏まえて、農地関連法令が審議されているところでございます。

農地を確保するため、農地の転用について、国の関与が強まると聞いていますが、法律や制度を所管する国に対して、地域の事情を踏まえた運用となるよう伝えていくことも県の役割であると私は考えております。

そこでお伺いしますが、農地の実態や地域の状況に応じた農地の転用に向けて、現在はどうのような対応をいただいているのか。また、今後ますます状況が厳しい地域が増えてくることが想定されますが、柔軟な対応も含め、今後はどのように取り組まれていくのか、その予定なのか、当局の考えをお聞きしたいと思います。

〔中野敦子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（中野敦子） 農地の転用について御答弁申し上げます。

農地は食料の安定供給を支える重要な生産基盤であることから、県では優良農地の確保と有効活用を進めるため、国、市町、農業委員会等と連携しまして、農地転用許可制度等の適切な運用を図るとともに、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取組を推進しております。

議員からもお話がございましたように、現在、国では、農地の総量確保と適正利用の強化に向けまして、農地関連法令の改正が審議されております。この中では、国の考え方に基づいて各都道府県が確保すべき農地面積を定めるということと、農地転用許可に関係する基準を厳しくするなど、国の関与を強めようとされております。

このことから県では、今年4月の国への提言・提案の中で、この農地制度の改正に係る国の関与の在り方について見直すということと、地域の自主

性・自立性を踏まえた農地制度とするよう要望したところでございます。

一方、従来から、農村地域での雇用の創出に向けて、周辺の農業に支障が生じないよう、市町の産業導入を促進する計画に位置づけられた場合などについては、例外的に農地転用ができるということになっておりまして、農業と農業以外の利用とのバランスを取ることも必要と考えております。

今後も、担い手への農地の集積・集約化等を進めることで、優良農地の確保に努めるとともに、地域の状況に応じた農地の有効活用が進むよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

〔44番 青木謙順議員登壇〕

○44番（青木謙順） 今、部長のほうから農地の実態とか、それから地域の状況に応じた農地の転用について御答弁いただきました。

県当局でも重要な課題の一つとして考えてみえるんだなということは安心したところでございますが、先般も、田舎のほうで、どことは言いませんけど、かつて耕地整理をして、税金も投入したところで、雑草だらけというところがあるわけです。そこへたまたま、町場では、ちょっと音がするとかやかましい、蓄電池か何かだと思っんですけど、そういう倉庫なり工場を持ってきたという話があったんですけど、かつて、そういった優良農地になっているので、やっぱり問答無用でさようならでした。そういったことというのは、今後出てくるんじゃないかな。

ただ、人はいない。本当は移住してほしいのに。また、そういった工場ができなければ、いろんな雇用も確保されるチャンスを失うことにもなりかねませんので、その辺の食料需給とともに、バランスの取れた農政が必要なのかなと感じてございます。

農地集積・集約化が進められる一方で、こうした問題は、恐らく県内のどこでも起こり得る課題であります。いずれにしても、地域の活性化につながるものが重要であると考えていますので、国への要望等も含めまして、きめ細やかな御対応をいただくようお願いしたいと思います。

本日は、どっちかいうと前回からの再度の質問もありますし、本当に身近

な問題もあり、ちょっと細かいかなと思いつつも取り上げさせていただきました。

そして、どっちかという、議員が聞きっ放し、執行部が答えっ放しというのはいかんと思って、この3本柱を選ばせていただきました。聞きようによっては相当執念深い、しつこい質問が多かったように思いますが、県民の安心感とか幸福感につながるということを祈りながら一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。35番 長田隆尚議員。

〔35番 長田隆尚議員登壇・拍手〕

○35番（長田隆尚） 皆さん、こんにちは。草莽会派、亀山市選挙区選出の長田でございます。

午前中、青木議員から、2回目のラウンドの質問というものがございました。

私、代表質問含めて22回目の質問になります。リニア中央新幹線のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、早速、入らせていただきたいと思ひます。

まず、リニア中央新幹線の開業に向けての中での早期全線開業に向けてという形で御質問させていただきたいと思います。

まず、先週の金曜日ですけれども、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会総会が東京で開催されました。

今年は、静岡県の鈴木新知事が出席され、リニア中央新幹線の整備と大井川の水資源及び南アルプスの自然環境の保全との両立に向け、国と協力し、スピード感を持ってJR東海との対話を進め、リニアの早期全線開業に向けて、同盟会を構成する各都府県と結束し、一丸となって取り組んでいくという発言がありました。

そして、次のような八つの決議が採択されています。

一つ目が、東京―名古屋間については、工事实施計画に基づき着実に事業を進め、早期整備を図ること。特に、静岡工区については、国及び東海旅客鉄道株式会社が、水資源・自然環境への影響の回避・軽減とリニア中央新幹線の早期実現を両立させるという観点から、有識者会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、関係自治体等の理解を得ながら早期着手を図り、その上で開業時期を示すこと。

二つ目、建設工事を進めるに当たっては、安全対策の強化・徹底を図り、事故の発生防止に万全を期するとともに、沿線をはじめとする地域に対して速やかで丁寧な情報開示や説明に努めること。

三つ目、建設工事に伴い、住民の生活環境に対する問題が発生した際は、沿線自治体との迅速かつ緊密な情報共有の下、徹底した調査により原因を究明し、地域住民の十分な理解を得つつ、速やかな応急対策、被害拡大防止策及び恒久的対策を講じること。

四つ目、建設費については、技術開発等による大幅なコストダウンに努めるとともに、一日も早い全線開業のための具体策を引き続き検討し、さらなる方策を示すこと。

五つ目、名古屋―大阪間については、概略のルート及び駅位置の早期公表に向けた準備を連携・協力して進め、環境影響評価法に基づく手続に着手す

ること。その上で、詳細なルート及び駅位置を早期に確定し、全線開業時期の最大8年前倒しを確実なものとする。

六つ目、リニア中央新幹線の整備に当たっては、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの確保に資するよう、駅をはじめとした施設全体の災害に対する強靱性を高めること。また、地域の発展に資するよう、地元事業者の活用に配慮するとともに、駅設置に関する事など、地域の意向を十分反映させること。特に、中間駅については、駅の交通結節点としての機能が発揮されるよう、停車本数を十分確保することとし、地上への設置に伴う景観や生活環境への影響に関して必要な対策を行うとともに、駅周辺を含めて、玄関口としてふさわしい個性的で高機能なものとなるよう、その実現に向けて積極的に取り組むこと。

七つ目、広域交通のネットワークの一大ハブ拠点としての役割が期待される大阪のターミナル駅の位置については、周辺地域のまちづくりの推進のためにも早期に確定するとともに、既存の新幹線や在来線との乗換え等の利用者利便性を考慮すること。

八つ目、リニア中央新幹線の開業効果を高めるため、交通ネットワークの充実・強化や、駅周辺のまちづくり事業への支援・協力等、地域の活性化に資する取組を積極的に講じること、であります。

毎年、決議が採択されていますけれども、今年は東京－名古屋間については、静岡工区において、有識者会議の報告書が取りまとめられたことを受けて、2027年以降とされている開業時期を示すこと。また、名古屋－大阪間については、昨年12月に環境影響評価に着手したことを受けて、3キロメートル幅の概略ルートと直径5キロメートル円の概略駅位置が示される計画段階環境配慮書を作成するとともに、全線開業時期の最大8年前倒し、すなわち2037年の全線開業を確実にすることという開業時期の公表を促す内容が明記されました。

また、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの確保に資するよう、駅をはじめとした施設全体の災害に対する強靱性を高めること。

大阪駅における既存の新幹線や在来線との乗換え等の利用者利便性の考慮が明記されるとともに、リニア中央新幹線のトンネル掘削工事をしていた岐阜県瑞浪市で井戸などの水位の低下が発生したことを受けて、建設工事に伴い、住民の生活環境に対する問題が発生した際は、沿線自治体との迅速かつ緊密な情報共有の下、徹底した調査により原因を究明し、地域住民の十分な理解を得つつ、速やかな応急対策、被害拡大防止策及び恒久的対策を講じることという項目も追加されたのが特徴となっています。

この決議の後、一見知事をはじめ、リニア中央新幹線沿線の8県の知事が国土交通省に要望を行い、総理官邸で岸田総理に面会されました。

岸田総理は、全線開業に係る現行の想定時期の下、リニア中央新幹線の整備が適切に進むように、環境、水資源の状況をモニタリングし、必要な指導と技術的支援を行っていくという趣旨のことを述べられたというふうに聞いております。

そこで、知事にお伺いしますが、今年の八つの決議をどう受け止めているのでしょうか。また、鈴木新静岡県知事への期待、岸田総理の発言を受けての感想も含め、今後の全線開業に向けた決意、スケジュール感についてお伺いしたいと思います。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員から御紹介いただきましたように、先週の金曜日でございますけれども、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会、これが東京のホテルで開かれまして、私を含む沿線8人の知事が参加しております。

その後、議員もおっしゃったように、国土交通省の斉藤大臣には要望、そして、官邸で岸田総理と面会させていただいて、私どもの今の取組と、そして政府の決意というのを伺ってきたわけでございます。

私どもリニア中央新幹線建設促進期成同盟会では、先ほど議員から御紹介いただきました八つの決議を決めました。

その中で、三重県にとってとっても大事なのは、5番目であります。名古屋－大阪間でございます。

とにかく、ルート of 早期確定、これが大事なのはおっしゃるとおりでありまして、全線開業の時期を8年間前倒しして2037年ということで決めていただいたわけですが、これを確実に、名古屋から東側が遅れたとしても、ここは遅れないように、三重県の駅を含む名古屋以西については遅れないようにしてくださいということを行っているわけでありまして、これについて、一番大事なものと考えております。もちろん、ほかの七つも大事な項目ではありますけれども、私どもはそう考えております。

その上で、今回、同盟会は去年もありましたし、おとしもありましたけど、私は雰囲気さがらっと変わったなと思いました。

静岡県の知事が替わったというのは大きなポイントではなかったのかなというのを改めて感じたところでございまして、何でそういうふう感じたか、実は、官邸の総理との面談が終わりました後に囲み取材があったんです。そのときに、静岡県、今回、知事も替わって、参加されましたけどプレスに聞かれて、今後、どのように寄り添っていきますか、これについては、大村知事が会長ですのでお答えになられて、その後、静岡県の鈴木知事、どうぞということで振られたんですけど、鈴木知事は、それに関しては、自分たちは、リニア中央新幹線については賛成であり、そして、スピード感を持って対応していくということをおっしゃいました。JRとの対話促進、スピード感を持ってJRとの対話促進に努めていきたいとおっしゃいました。今まで静岡県は、そんなふうにはおっしゃっていませんでした。やっぱり潮目が変わったなというふうに思いました。

今、8人の知事、東京都と大阪府も入れますと10ということですが、10都府県が合同して一緒になって、心を一つにして、リニア中央新幹線の一日も早い完成を、開業を求めていくということがようやくできる地合いができたなと思います。あとは、実現に向かって進んでいくわけですけど、三重県の駅は御案内のように去年の12月からボーリングを始めています。2か所のボーリングが終わりました。今、1か所のボーリングをやっているところということですので、環境影響評価のための作業をなるべく早いタイミングで、

JRが今やっておられるので終えていただいて、駅位置を確定し、そして、リニア中央新幹線の開業、予定どおりの開業、これをお願いしていくということであると思います。

実際には、今、骨太方針の記載ぶりを検討していただいていると聞いていますが、その中でも、2037年の開業については、しっかりと対応していくというのが書かれるというような情報もあります。そういうことで、我々が考えていることが実現していくのではないかという期待もしているところです。

なお、総理には、私のほうからは、一昨年6月に三重県においていただいて、私どもに御指示をいただいたことの御礼、そして、8人の知事が一堂に会しているということの意味を申し上げて、そして、最後に、三重県では、リニア中央新幹線に対する思いとして、今まではリニア効果を期待だったんですけれども、それを必然、もう当然のものだと考えています。これは、地域連携部の課長の言葉でございますけれども、それを総理にも紹介させていただきました。それだけ、私ども三重県庁も一丸となって、県庁だけではなくて、三重県民一丸となってリニア中央新幹線を待っているということを課長の言葉を引用しながら説明したところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

ぜひとも2037年開業が遅れないような形で、今後とも、いろんなところで意見を述べていっていただきたいと思います。

今、知事から必然という話がありました。必然に向けて、次に、「みえリニア戦略プラン（仮称）」についてお伺いしたいなと思っています。

三重県の駅の開業に向けた三重県リニア基本戦略行動計画となるみえリニア戦略プラン（仮称）についてお伺いしたいなと思います。

今、仮称とついておりますけど、今後、質問ではちょっと仮称は省略させていただきますのでよろしくをお願いします。

今年3月に、リニア中央新幹線開業効果を県全体へ波及、発展させていくための取組の方向性を共有し、県内初の広域高速鉄道駅の設置による有効性

や利便性を発信することを目的に、三重県リニア基本戦略が策定されました。

この構成は、第1章として、戦略策定の趣旨、そして、特に留意すべき社会情勢の変化、リニア開業がもたらす効果、めざす三重の姿、めざす姿に向けての三つの基本戦略、この三つの基本戦略は、暮らし方・働き方、そして二つ目が観光・交流、3番目が産業・経済です。

そして、6章目として、基本戦略を支える基盤づくり、7章目として、これからの取組という構成から成っております、この7章目のこれからの取組には、「『めざす三重の姿』の実現に向け、行動計画となる『みえリニア戦略プラン（仮称）』の策定に着手し、具体的な施策や事業への展開を図ります」というふうに書いてあります。

この図を御覧ください。（パネルを示す）この図は、三重県リニア基本戦略に示されたみえリニア戦略プランの策定に向けた推進体制の案となっています。

県、市町、地元経済界、交通事業者、有識者等で構成されるみえリニア戦略プラン検討委員会（仮称）を設立して、三つの戦略、すなわち、戦略1、リニア時代の新たなライフスタイルの創出、戦略2、新たな玄関口からはじまる観光交流の拡大、戦略3、新たな玄関口から生まれるビジネス交流の拡大、そして、基本戦略を支える基盤づくりを検討する四つの部会を立ち上げ、県内の概略ルート、駅位置が示される計画段階環境配慮書の公表時には、みえリニア戦略プランを作成するとあります。

そこで、まず、お伺いしますが、県内の概略ルート、駅位置が示される計画段階環境配慮書の公表はまだいつか定かではありませんが、このみえリニア戦略プランは何年後を目標に策定していくのでしょうか。

また、先ほどの三重県リニア基本戦略の中の3章、リニア開業がもたらす効果の中には、リニア中央新幹線がもたらすインパクトとともに懸念される課題というのが五つ示されています。

一つ目が、「交流の拡大が期待される一方、大都市圏への企業や労働力、居住者などの流出といったストロー現象が懸念されます。そのため、リニア

開業に先んじて、令和5年8月に作成した『三重県人口減少対策方針』に基づく取組を進めるとともに、リニア駅を中心とした未来デザインを描き、県民生活の利便性向上に資する取組や、県をまたぐ広域から人やモノを呼び込む取組を進めていきます。」

二つ目、「交通が便利になると、観光客の増加が期待される一方、日帰り旅行者が増え、宿泊客が減ることが懸念されます。そのため、県内における宿泊者数の増加に向けて、三重県の強みを生かした戦略的なプロモーションの展開や、三重県を拠点とした滞在型観光の推進、海外からの高付加価値旅行者の誘致など、令和6年3月策定の『三重県観光振興基本計画』をふまえた取組を進めていきます。」

三つ目、「巨大な構造物となるリニア駅本体やリニア本線により、沿線地域や景観等への影響が懸念されます。そのため、県内ルートや駅位置の確定後に、地域の方々の声を聞きながら、JR東海や関係市町と連携して対応を検討していきます。」

四つ目、「建設発土の処理など工事に伴う課題が懸念されます。そのため、これまでの事例をふまえ課題の未然防止につながるよう、事業主体であるJR東海に必要な対策を求めるとともに、解決に向けて連携して取り組んでいきます。」

五つ目、「巨大災害リスクの切迫が懸念されます。そのため、リニアの整備にあたっては、巨大災害リスクに対するリダンダンシーの確保に資するよう、駅をはじめとした施設全体の災害に対する強じん性を高めることなどを事業主体であるJR東海に求めるとともに、災害に備えた取組を検討していきます。」の五つであります。

では、この五つの懸念される課題について、みえリニア戦略プランではどのように整理されていくのでしょうか。

以上、2点についてお伺いしたいと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○地域連携・交通部長（長崎禎和） それでは、みえリニア戦略プラン（仮称）

に関して、その検討内容や策定スケジュールについて御答弁いたします。

みえリニア戦略プラン（仮称）の策定に当たりましては、データ等に基づき、具体的な議論を行うため、庁内関係部局、県内市町、地元経済界、交通事業者、有識者等で構成いたしますみえリニア戦略プラン検討委員会（仮称）でございますが、立ち上げる予定でございます。

この検討委員会の下に、基本戦略でお示しました三つの戦略と戦略を支える基盤づくりの四つの部会を設置し、設定した検討テーマに応じた具体的な議論を行ってまいります。

例えば、戦略1では、暮らし方・働き方の部会を設置し、ストロー現象の影響を最小限にするため、三重県人口減少対策方針を踏まえ、関係人口の拡大、あるいは二地域居住を促進する取組など、三重にしかない暮らし方や働き方モデルの創出について。

また、戦略2の観光・交流の部会では、三重県観光振興基本計画を踏まえ、滞在型観光の推進や、国内外からもっと身近に便利に三重の旅を楽しんでもらえるよう、周辺観光地までの交通アクセスの向上について。

また、戦略3の産業・経済の部会では、ビジネスの交流の拡大や、新たな産業や雇用の創出。

最後に、基盤づくりの部会では、事業者であるJR東海にも検討委員会に参画していただき、リニア三重県駅を核とした交通ネットワークや災害に強いまちづくりなどについて検討してまいります。

また、策定のスケジュールといたしましては、夏頃に検討委員会を開催し、戦略プランの検討を開始することを予定しております。

開業効果を最大限に発揮するためには、東京―名古屋間、東京―大阪間の段階的な開業を見据え、それぞれのステージに応じて検討を進めていく必要があります。また、これらの検討に当たりましては、事業立案のためのニーズ調査やデータ収集・分析なども必要となってまいります。2か年をかけてしっかりと検討を進め、令和7年度末の公表を目指してまいります。

みえリニア戦略プラン（仮称）の策定後に新たな状況の変化があった場合

には、必要に応じて見直していくことを考えております。

[35番 長田隆尚議員登壇]

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

では、もう一度、この図を見ていただきたいと思いますが、（パネルを示す）この図を見ていただきますと、先ほどのみえりニア戦略プランの策定後に、新しく具体的なルート、駅位置が公表されたときには、みえりニア戦略プランに基づく具体的な施策や事業の展開というふうに書いてあります。

こちらについては、どのように進めていくのかについて、併せてお伺いしたいと思います。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 今後、環境影響評価の手続が進み、具体的なルート、駅位置が公表された後には、関係機関と連携しながら、駅周辺の整備などの詳細設計や運営手法の検討を進めていくことを想定しております。

[35番 長田隆尚議員登壇]

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

先ほどの（パネルを示す）、この図で言うところの、この公表が、先ほど2年を目標にということですが、当然ながら、これが2年後になるかどうか分かりませんので、先ほどもいろんなバージョンアップという話もありましたけれども、これを目標にさせていただいて、そして、県内の概略ルートが、駅ができた時点で新たに今のような形でバージョンアップしていただければと思います。

ちょうど、この前、リニア中央新幹線の総会に行かせていただきましたら、岐阜県の知事のほうから、こういう話もございました。

岐阜県では、みえりニア戦略プランに相当する活用戦略が作成された後に、岐阜県リニア中央新幹線活用戦略ブラッシュアップ懇話会が組織され、活用戦略の成果を具体化するアクションプランの策定に関して、学識経験を有する者等から幅広い意見を聞いたり、提言を行ったりしたということでございます。

そして、昨年3月に、みえリニア戦略プラン、活用戦略に相当する第2次岐阜県リニア中央新幹線活用戦略を策定したという話もございました。

ぜひとも、先に進んでいます岐阜県とかのことを参考にしながら、今後、ケース、ケースで一歩一歩前進していただくとともに、節目ごとにバージョンアップして、2037年の三重県駅開業に向けて頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、2番目の関西本線の利用促進についてお伺ひしたいと思います。

昨年、関西本線の利用促進を目的として、通勤利用モニター事業というのと、潜在需要調査事業というのが行われました。

通勤モニター事業といいますのは、この図を見ていただくと分かりますように、(パネルを示す)協力事業者を通じて、現在、JR関西本線を通勤利用していない人を対象にチャージ済みのICカード乗車票、ICOCAを1万円分配布し、モニター、従業員に実際に利用していただくことで、通勤利用の可能性を探るとともに、二次交通との接続といった利便性に関する課題の整理等を行い、関西本線の利用促進に向けた取組の活性化につなげることを目的とした事業でした。

今、ここで表示させていただいていますのは、その2回目ということになります。

1回目は、100名の募集に対してちょっと応募が非常に少なく、2回目はこの図のような形でやっていただいたと聞いています。

そこで、お伺ひしますが、この2回実施した通勤利用モニター事業の利用実績、そして、そこからどのような課題が浮かび上がってきたのかについてお伺ひしたいなと思います。

あわせて、先ほど申し上げました潜在需要調査事業というのも行われています。こちらは、伊賀市、亀山市に加え、草津線沿線の企業へのアンケートやヒアリングを通して、関西本線の利用促進の可能性について調査を行う。亀山市及び伊賀市の全ての世帯を対象にアンケートを実施し、日常の移動に

係る関西本線の利用意向については、改めて調査を行うというものでしたが、移動実態の調査、観光需要の今後の見込みなどを調査し、潜在需要を可能な限り見える化し、今後の利用促進や利便性向上に向けた検討をするということでしたけれども、この結果、どのような潜在需要が浮かび上がってきたのか、併せて、2点、お伺いしたいなと思います。

〔長崎禎和地域連携・交通部長登壇〕

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** それでは、関西本線の利用促進について、通勤利用モニター事業及び潜在需要調査事業の結果、課題等について御答弁申し上げます。

通勤利用モニター事業につきましては、ふだん関西本線を利用していない従業員の方々を対象に、実際に通勤や出張などで御利用いただき、その実感をもとに課題を浮き彫りにしようとしたもので、最終的に19社76名の方に御協力いただきました。

モニターの皆様からは、よかった点として、始業時間に見合うダイヤがあった。定時性が高いといった御意見がございました。

一方、悪かった点といたしましては、勤務地と駅までの距離が遠い、あるいは時間がかかる、ほかの路線、バス等との接続が悪かった等の回答が多く見られたところでございます。

また、関西本線の利用促進に向けては、運行本数の増加や乗換え時間の短縮、バス・タクシーなどの二次アクセスの充実などを期待する御意見を数多くいただいたところでございます。

次に、潜在需要調査については、データの分析を中心に、関西本線の持つ潜在的な需要を可能な限り明らかにすることを目的として実施いたしました。

まず、関西本線の乗車人員につきましては、これまでの利用実績や人口推計などを基に将来予測を行ったところ、2019年度と比べ約20年後には65%の水準まで減少すると推計されたところでございます。

また、沿線地域の移動実態や潜在需要の主な特徴としましては、通勤の視点では、事業所と最寄り駅をつなぐバスの運行が利用拡大に期待できること、

通学の視点からでは、沿線地域の高校にとって、関西本線は重要な移動手段となっていることや、滋賀や奈良など近隣県の大学への通学もおおむね可能なダイヤであること、観光の視点からは、沿線地域と名古屋や大阪など大都市との移動量は一定あるものの、鉄道利用は少なく、目的としては、休日の観光が最も多いことなどを確認いたしました。

これらのことから、関西本線の活性化に向け、通勤や通学利用者の拡大、休日の観光目的の潜在需要の取り込み等を進めていくことの重要性について認識したところです。

これらの結果については、県と亀山市、伊賀市、J R 西日本を構成員とする関西本線活性化利用促進三重県会議を通じて共有し、今後の取組に生かしてまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

今の答弁を聞いておりますと、やはり運行本数の増便、そして乗換え時間の短縮、駅からの二次交通の整備等が課題であるということが浮かび上がってきたということ。また、通学面からは、沿線地域の高校によっては重要な移動手段であり、滋賀や奈良などの近隣の大学への通学も一応可能であるということも分かったということでした。また、観光等につきましては、休日の観光のダイヤが必要であるということであったと思います。

今年度の予算の中で、鉄道活性化促進事業費として2294万円が計上されておりまして、その中の新規事業として、J R 関西本線、亀山ー加茂間の維持・活性化のため、先ほど御紹介のあった関西本線活性化利用促進三重県会議において、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行や沿線市が取り組む駅からの二次交通の充実に向けた実証事業の支援など、利用促進や利便性の向上に向けた取組を実施するとありますが、先ほどの課題を受けて、具体的などのようなことに取り組んでいくのか、併せてお伺いしたいと思います。

○副議長（小林正人） 自席でよろしくお願いします。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 失礼いたしました。

昨年11月に開催しました関西本線活性化利用促進三重県会議におきまして、二つの調査結果を共有するとともに、利便性向上や利用促進の具体的な取組について検討を進めているところでございます。

列車の実証運行につきましては、潜在需要調査の結果も踏まえ、休日の観光需要を取り込むという狙いの下で、年度内に実施したいと考えております。

実施に当たりましては、JR西日本管内とJR東海管内をまたぐ運行となることから、まずは、鉄道事業者において使用車両の確保や安全管理等の技術的な課題への対応策について検討が進められているところでございます。

なお、運行の時期や頻度、停車駅等につきましては、現在調整中であり、安全面や技術面と同時並行で鋭意検討を行っているところでございます。

また、駅からの二次交通の確保、充実に向けては、伊賀市が今年度、最寄り駅から工場集積地や学校を結ぶバスの実証運行を行う予定でございます。

県としましても、この事業を支援し、鉄道による通勤通学の利用拡大の可能性について検証をしております。

引き続き、関西本線の活性化に向けて、国や沿線市、交通事業者等との連携を図りながら、実証事業の取組を進めるとともに、結果についてしっかりと検証を行い、今後の展開につなげてまいりたいと思っております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） その答弁からいきますと、大都市と沿線地域を結ぶ列車の実証運行は、どちらかといえば、休日の観光需要を中心に今後考えていくということと同時に、まだ運行区間、停車駅は決まっていないというふうな答弁でよかったかなと思っております。

今後、観光需要ということの中のそれも必要でございますけれども、今、当然ながらこの関西本線はJR東海と西日本をまたいでいます。そのまたいでいることによるいろんな課題もあると思うんですけれども、例えば、JR西日本だけでできるような一つの大きな需要の問題点といいますか、改善点もあるのではないかなというふうに思います。

これは、何かと申し上げますと、先ほど、調査の結果、滋賀県や奈良県か

ら近隣の大学への通学もおおむね可能であるというような調査結果があったと聞いております。

関西本線、皆さん乗ってもらったことあるかどうか分かりませんが、今、亀山駅から出ますと加茂駅が終点となっています。加茂駅から大阪方面に行くなら、乗り換えられたらいいのですが、そこで片町線とか、京都線とかに乗り換えようと思うと、次の木津駅でもう一回乗り換えるということが必要になっています。もし、例えば、大学への通学に利用するのであれば、関西本線の西日本区間の終点が、木津駅ないし奈良駅まで延びるだけで、格段に通学利用は増えるように思っております。先ほどの実証実験の中で、観光に対しては観光でやっていくということですが、その辺のところも踏まえていただきますと、例えば、三重県のほうから関西、奈良、そして、片町線の沿線に対する大学への通学ということも比較的簡単になってまいりますので、その辺も含めながら、今年、また、頑張っていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、次に、中小企業・小規模企業の支援についてお伺ひしたいと思います。

まずは、「三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金」についてお伺ひします。

中小企業・小規模企業の支援として、三重県エネルギー価格等高騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金が3回ほど実施されてまいりました。

これが3回目のチラシになります。（パネルを示す）

この補助金は、この案内の1、事業目的に原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしているという状況にあっても、従業員の賃金引上げにつながるようエネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等を目指す取組を支援することを目的としていると書かれておりますが、第1回が令和5年7月14日

から8月25日まで、そして、第2回が同じく令和5年11月8日から12月15日まで、そして、このチラシのように、第3回が今年4月10日から5月31日まで合計3回行われています。

補助対象となる事業は、この4に書かれていますように、エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、従業員の賃上げにつながるために実施する経営向上の取組とされておりますが、そこに九つございます。

まず、省エネルギー機器や完全事業消費再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上、2番目、省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入による生産性向上、3番目、DXの導入による生産性向上、4番目、サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築、5番目、需要が見込める分野にシフトして収益の柱をつくる事業再構築、6番目、新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築、7番、新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化による販売開拓、8番、新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための販売開拓、9番、その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組の九つが示されています。

そこで、まず、お伺いしますが、この賃上げ型のこれまで3回の応募状況、交付実績、採択率等の実績はどのようになっているのでしょうか。

また、この3回は、賃金の引上げについては、本事業の完了までに実施する必要があるが、事業実施の効果の発現まで時間を要する場合や、既に今年度定期昇給等により賃上げを行っている場合など、事業終了後に賃金引上げを行う計画により申請することも可能で、実績報告書を提出する際に、賃金引上げの実績が確認できない場合は、計画どおり賃金引上げを実施する旨の誓約書を実績報告書と併せて提出するとありますが、実際にはどれくらい効果があって、どれくらい賃金が上がっているのかも含めてお伺いしたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、私からは三重県エネルギー価格等高

騰対応（賃上げ型）生産性向上・業態転換支援補助金の実績につきまして、お答えいたします。

三重県生産性向上・業態転換支援補助金は、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施して以降、県内中小企業・小規模企業が抱えるその時々の課題に応じ、制度設計を行ってまいりました。これまで10回にわたって実施し、計2310件、約35億円の取組に対して支援を行ってきたところでございます。

このうち、賃上げ型につきましては、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、令和5年7月以降3回にわたって公募を行いました。

申請の件数は第1回で325件、第2回で232件、第3回で342件の合わせて899件となっております。

第2回までの実績としましては、合わせて557件の申請に対しまして、約45%に当たる250件、約6億円の取組に交付決定を行いました。なお、第3回については、現在、交付決定に向けて審査を進めているところでございます。

本補助金の目的である賃金引上げについては、賃金台帳の写しで実績の確認を行うこととしております。

既に交付まで完了している第1回においては、交付対象となった126社のうち約95%に当たる120社が賃上げを実施いたしました。

その実績は、時給換算いたしますと事業者の平均で約49円、従業員の最大で559円の引上げ、全体の引上げ率は約2.4%となっております。残りの6社につきましては、10月までに賃上げを行う計画となっており、それぞれの賃上げ予定時期に履行の確認を行ってまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

平均して、大体2.4%ぐらいということでしたが、最近のいろいろ統計を見ていると、結構、中小企業、4%ぐらい上がっている企業ははっきり言うと多いのではないかなと思っています。ただ、これが功を奏し

てそこまで上がったかも分かりませんが、今後とも賃上げが、またできるような形の補助もしていく必要があるのではないかなというのを感じさせていただきました。

今、この実績についてお伺いさせていただきましたが、もう一度この図を見ていただきますと、（パネルを示す）ここに、事業の対象となる事業、4番の補助対象となる事業というところですが、そこに補助金の要件となる賃金引上げ対象の従業員は、常時使用する従業員、賃金支払い実績がある者でなければならないと書かれています。

Q&Aを見てみますと、本補助金の賃上げの対象となる従業員は、中小企業基本法における中小企業者の常時使用する従業員に準ずることとしており、以下の者は、賃金引上げの対象となる従業員の範囲には含めないものとします。このため、対象となる常時使用する従業員がいない企業等は、本補助金を申請することができませんというふうに書かれ、その例示として、1番目は、会社役員、ただし、従業員との兼務役員は常時使用する従業員に含まれます。2番目は、個人事業主本人及び同居の親族従業員、これは専従者等も含みます。そして、3番目は、申請時点で育児休業中、介護休業中、傷病休業中または休職中の職員です。そして、4番目は、以下に該当するパートタイム労働者等と書かれておりまして、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者、所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者については対象外というふうになっています。

なお、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も賃金引上げの対象には含まれておりません。この補助金を見てみますと、中小企業等を対象とした補助金であるにもかかわらず、従業員が同居の親族従業員、専従者を含めますが、しかいない個人事業主は対象外であるということになってきます。

そこでお伺いしますが、この従業員に個人事業主の同居の親族従業員を含めなかった理由についてお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（松下功一） 個人事業主の同居親族が対象に含まれない理由につきまして、御答弁申し上げます。

まずは、前提となる考え方について申し上げます。

コロナ禍を脱し成長と分配の好循環を目指す中で、地域経済の活性化にはエネルギー価格等の高騰に負けない賃上げを実現することが重要であると考えております。こうした認識の下で、賃上げ型とした当該補助金を創設したところでございます。

このような経緯から、従業員の賃金引上げを目的の一つとしている当該補助金は、労働者である従業員を雇用する事業者を補助対象としております。

御質問の点につきましてでございますが、県としましては、労働者として働く人の労働条件の基準を定めた労働基準法をよりどころとしております。

同法では、個人事業主の同居の親族従業員が、労働者として適用されないことから、当該補助金の対象から除かせていただいたところでございます。

なお、他県における賃上げの促進を目的とする補助事業におきましても、把握する限りにおいては、いずれの県も同様の取扱いというふうに確認しております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 法に書いてあるのは分かるんですが、従業員との兼務役員が含まれるのに、家族の専従者が対象にならんというのは理屈的に合わないように思うんですが、いかがでしょうか。

○雇用経済部長（松下功一） 労働基準法によったというところでございますが、同居の親族のみを使用する事業及び家事使用人につきましては、適用されないとされておるわけですが、この考え方として、家族経営の事業に関して、おのおのがその事業につき利害を有しているということもあって、経営者と同一視されているというような考えがちょっとありましたものですから、そうした点も含めて、このような取扱いとしたところでございます。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） 中小企業と申し上げますのは、役員もほぼ家族である場

合があつて、それが、法人の形態をとっておるか、個人の形態をとっておるかだけというところもたくさんありますので、単にその文章だけで、対象外とするのはいかなるものであろうかと思っていますので、今後、ちょっとその辺の実態も調べていただきながら、していただければなと思っています。

今後、逆に、そういうことを踏まえて、そこも対象にしていくのか、また、逆に言えば、同じような補助金を今後4回目、実施していくのか、最後にお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（松下功一） 今後の支援の方向性につきまして、御答弁申し上げます。

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、県では、県内中小企業・小規模企業の前向きな挑戦と、そのための経営改善を後押しする取組が重要であると考えております。

こうしたことから、今年4月25日に採択した適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言に基づきまして、国、経済団体、労働団体等と連携しまして、取引の適正化と価格転嫁の推進に取り組んでおります。

あわせて、三重県版経営向上計画を活用した経営基盤の強化等により、県内中小企業等の経営力向上を図っているところでございます。

一方で、物価、原材料価格のさらなる高騰でありますとか、海外景気の大幅な下振れといったことも想定されます。こうした県内中小企業等を取り巻く事業環境が著しく悪化する事態となった場合に備えまして、適切な支援策を検討していく必要があると考えております。

このため、今後も事業者の皆様の声を丁寧に聞き取るとともに、県内経済の状況につきまして、適切に把握し、分析していきたいと考えております。

これまで、生産性向上・業態転換支援補助金につきましては、その時々々の課題に応じまして、制度設計を見直ししながら実施してまいりました。

今後の支援策を講じるに当たっても、県内中小企業・小規模企業が直面する課題を踏まえながら、必要な支援が個人事業主も含めて、より多くの事業

者の皆様に届くよう取り組んでいきたいと考えております。

[35番 長田隆尚議員登壇]

○35番（長田隆尚） ぜひと、全ての中小企業者等に係るような補助金、いろんなことをやっていただきたいなと思います。

では、続いて、その中で金融支援について改めてお伺いします。

コロナ禍で、売上げが大きく減少した中小企業の資金繰りを支援するため、2020年3月に始まった実質無利子・無担保のいわゆるゼロゼロ融資は、その返済が去年7月から本格化し、本年4月に最後のピークを迎えました。

中小企業の中には、過剰な債務を抱えて、事業の継続が危ぶまれるケースも予想されるため、3月末までとなっていた資金繰りの支援策が、今年6月末まで延長されていますが、7月以降は、資金繰り支援をコロナ禍前の水準に戻した上で、金融機関などと連携しながら、中小企業の経営改善や事業再生への支援を強化していくとされています。

また、その一方で、日本銀行のマイナス金利政策解除がされたことによって、金利の高騰も懸念されています。

先日の知事提案説明で、三重県としても、これらの情勢をしっかりと分析し、伴走型の相談支援に取り組むとともに、機を逃さず国に対して支援を働きかけるなど、県民の皆様の生活と事業活動を守るための取組に最善を尽くしますとされていましたが、今後、中小企業・小規模企業向けにセーフティーネット資金、リフレッシュ資金の保証料補助の上乗せ措置など、資金繰りの支援策を新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模企業に向けて行ったように実施していくのか、今後の金融支援策の在り方についてお伺いしたいと思います。

[松下功一雇用経済部長登壇]

○雇用経済部長（松下功一） それでは、今後の県の金融支援について御答弁申し上げます。

社会経済活動が停滞したコロナ禍では、中小企業・小規模企業の経営安定、事業継続を最優先に、三重県中小企業融資制度において、実質無利子・無担

保の三重県新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆるゼロゼロ融資でございますが、これを創設して支援してきました。

また、本年4月のゼロゼロ融資返済開始の最後のピークに万全を期すため、国の伴走支援型特別保証を活用するとともに、県においてはセーフティネット資金、リフレッシュ資金の保証料を無料化することで、中小企業等の資金繰りを支援しているところでございます。

議員御指摘のように、日本銀行のマイナス金利政策解除に伴いまして、貸出金利の上昇や、返済負担の増加が懸念されるではありますが、現時点では、貸出金利の目安ともなる短期プライムレート、これが1.475%とマイナス金利解除前から変化がないということから、直ちに県内中小企業等の資金繰りに深刻な影響を与えるものではないと考えております。

社会経済活動の正常化が進む中、国におきましては、当初3月末までとしていた伴走支援型特別保証を6月末まで延長するとともに、7月以降は、コロナ禍の資金繰り支援フェーズから、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援フェーズに移行していくという方向性を示しております。

このような動き等も踏まえまして、県におきましても、7月以降の資金繰り支援につきましては、足元の景況感を注視しながらとはなりますが、経営改善・事業再生支援に注力していきたいと考えております。

現在、県では、信用保証協会と連携し、企業支援情報ポータルサイトにおきまして、経営改善に取り組む中小企業等の好事例を広く発信するとともに、借入りを順調に返済し、事業を発展的に継続していけるよう、保証協会内に配置した13名のコーディネーターが中心となって、経営改善、収益力強化を後押ししています。

今後ともこうした伴走型、寄り添い型の取組によりまして、関係機関と連携しながら、県内中小企業等を全力でお支えしていきたいと考えております。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

今のところあんまり上がっていないということでしたけれども、最近、新

たに借入れを申し込んだ場合は、ほぼほぼ変動金利というのが出てくると思われます。預金金利も上がっておりますので、その際には、いろいろ対応のほうをよろしくお伺いしたいなと思えます。

それでは、最後に、エスコートゾーンの設置についてお伺いしたいと思います。

エスコートゾーンとは、横断歩道を利用する視覚障がい者に対して、安全で利便性を高めるため、横断歩行の手がかりとなる突起体の列を設置するもので、この写真がエスコートゾーンになります。（パネルを示す）この写真の中の黄色い部分は、当然ながら点字ブロックですが、横断歩道の中で白く透明のように見えているもの、これがエスコートゾーンになります。

このエスコートゾーンは、各都道府県警察において、個別に整備が進められ、その設置方法や形状が統一されていなかったことから、平成19年に警察庁においてエスコートゾーンの設置に関する指針が制定され、法定外表示等の設置指針に位置づけられました。

現在は、令和6年3月26日付の警察庁丁規発第53号に基づき設置されており、設置場所としては、一つ目、視覚障がい者の利用頻度が高い施設、駅、役所、視覚障がい者団体等がある施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障がい者スポーツセンター等の社会福祉施設等の周辺で視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道。

二つ目、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業の実施要綱について（通達）における主要な生活関連経路に係る横断歩道とされています。

先ほどのこの黄色い点々の点字ブロックが見えていますが、この透明のエスコートゾーンというのはあんまり見かけないわけですが、現在、県内ではどのような設置方針になっているのでしょうか。また、どれぐらい設置されているのか、併せてお伺いしたいと思います。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） まず、県内で警察が設置、管理しているエスコ

トゾーンにつきましては、平成9年度から順次整備を進めまして、令和3年度までに28か所、55本を整備しています。

今年度につきましても、バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区である伊勢市駅、宇治山田駅周辺地区においてエスコートゾーンの整備を進めてまいります。

また、設置方針といたしましては、引き続き、重点整備地区を中心に、視覚障がい者の方々の利用頻度や、意見、御要望を踏まえつつ、道路管理者と連携して県内のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

[35番 長田隆尚議員登壇]

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

令和3年に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく交通安全特定事業の実施要綱が改定されました。

その中の交通安全特定事業計画の作成段階における留意事項には、主要な生活関連経路のうち、特に大規模交差点等の横断距離の長い横断箇所、過去3年間、このときには平成29年から令和元年ですが、において、視覚障がい者が当事者となる交通人身事故の発生している横断箇所及び歩行者が第2当事者となる交通人身事故が一定数以上発生している横断箇所及び視覚障がい者からの要望や交通状況等を勘案して、特に必要と認められる横断箇所については、当該道路のうち、道路または交通の状況に応じて、視覚障がい者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分にある横断箇所として選定し、原則として、全ての当該道路に設置された信号機に音響機能を付加し、横断歩道にエスコートゾーンを設置することとされています。

一方、国土交通省の道路の移動等円滑化に関するガイドラインには、案内標識としての考え方として、高齢者や障がい者等が目的地まで迷うことなく円滑に到達するには、その途中が移動等円滑化されていることに加えて、バリアフリー施設の位置等の情報を事前の行動決定に役立つよう、分岐点や交通結節点等適切な場所において、分かりやすく提供することができる必要がある。道路空間におけるそれらの情報の手段として、道路案内標識や

地図等による案内標識の整備が行われているところであり、移動等円滑化を促進する案内標識の整備においては、一般的に高齢者や視覚障がい者、車椅子使用者に対しても供給の情報が得られるよう工夫することが必要である。

また、高齢者、障がい者等にとって見やすく、かつ分かりやすくなるよう、情報内容、表現様式、掲載位置の3要素をそれぞれ考慮することは不可欠である。

また、夜間等の視認性に配慮した掲出をすることも望ましいというふうに書かれています。

そして、併せてエスコートゾーンについては、横断歩道上は視覚障がい者にとって手がかりが少ないため、真っすぐ歩くことは容易ではなく、横断歩道から外れてしまうことがしばしばあり、エスコートゾーンのニーズは高まっている。エスコートゾーンの設置に当たっては、道路管理者が設置する歩道上の視覚障がい用誘導ブロックと公安委員会等が設置する横断歩道上のエスコートゾーンを一体的に設置することにより、視覚障がい者移動の連続性を確保することが望ましいとされています。

そこで、お伺いしますが、先ほど公安委員会等とありましたけれども、これは主体となって警察が設置するのでしょうか、それとも道路管理者が設置するのか、そこについて、もう一度お伺いしたいと思います。

○警察本部長（難波正樹） エスコートゾーンは、道路交通法に基づいて公安委員会が設置、管理する信号機や道路標識等とは異なり、視覚障がい者の方々の安全を確保するため、バリアフリー法に基づいて整備を進めている法定外表示となります。

そのため、県内には警察で設置しているものと、道路管理者で設置しているもの双方が存在しております。

警察が設置しているものにつきましては、警察庁によりその設置指針が定められておりまして、視覚障がい者の利用頻度が高い施設周辺の横断歩道など優先的に設置する場所が示されておりまして、これらの場所につき、警察が主体となって整備を進めております。それ以外の場所につきましても、視

覚障がい者の方々の意見、御要望を踏まえ、引き続き、道路管理者と連携を図りながら設置を進めてまいります。

〔35番 長田隆尚議員登壇〕

○35番（長田隆尚） ありがとうございます。

ぜひとも視覚障がい者の意見、要望を踏まえながら、道路管理者と連携を図りながら、設置を検討していただくことをお願いしたいと思います。

これで今日の質問は終わらせていただきますが、今日、22回と申し上げました。また23回目に挑戦すると思います。リニア中央新幹線をよろしく願いたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（小林正人） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（小林正人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（小林正人） 県政に対する質問を継続いたします。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

議員もはや2年目になり、3回目の一般質問をさせていただきます。今年初めてです。

今日、着ている紫は、女性に対するあらゆる暴力をなくす連帯の色ということで着ております。

2年目は、県民の皆様にとって、もっと県議会が身近に感じてもらえるよう県民の皆様の声を届ける任務をもっと果たしていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

さて、早速、1問目に参ります。

大阪・関西万博への子ども招待について質問をいたします。

さきの2月定例会議において、令和6年度予算を議論する中で、私が予算削除を求めた事業の中に、小・中・高校生の児童生徒の校外学習等の支援ということで、チケット代を補助するというものがありました。

予算は可決しましたので、事業は進められていくこととなり、先月、問合せをしましたところ、ゴールデンウィーク明けに県から学校校長会などに説明を行い、その後、意向調査を行うとのことでした。

そして、6月6日が締切りということで、10日の今日は、結果が出そろっているだろうということで、まず初めに、この大阪・関西万博来場調査の調査結果について、どのような結果であったか、雇用経済部長に伺いたいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 校外学習等における万博来場調査の調査結果につきまして、御答弁申し上げます。

大阪・関西万博は、いのち輝く未来社会のデザインをテーマに、令和7年4月13日から10月13日にかけて、大阪市夢洲で開催されます。

この万博は、160以上の国と地域や国際機関が参加し、SDGsなど人類共通の課題に向け、先端技術など世界の英知を集め、新たなアイデアを創造、発信する場とされています。

県では、校外学習で万博に来場する際のチケット代金全額を支援し、次代を担う子どもたちが会場を訪れることで、世界の文化や最先端の技術、知見などに触れ、興味、関心を高め、可能性を伸ばすきっかけになると考えております。

支援を行うに当たっては、来場予定者数を把握する必要があるため、昨年

度から順次、小・中・高校の校長会等におきまして内容の説明を行い、その上で、県内の全学校を対象とした意向調査を本年5月に実施したところでございます。

回答の取りまとめは全て終わってはおりませんが、6月7日時点で集計いたしますと、調査対象の全624校中538校から回答があり、そのうち約30.3%の163校から来場予定もしくは行き先として検討中との回答、また、約69.7%の375校からは来場予定はないとの回答をいただいているところでございます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 約30.3%、希望と検討中を合わせてお答えいただいたので、実質、希望される校数はもっと少ないんだろうと感じますが、大阪府のアンケートとは違って、三重県の調査は行かないという選択肢がつくってあって、ちょっとほっとしました。

さて一方で、今大阪・関西万博と言えぱのトピック、メタンガス爆発だと思えます。

爆発が3月28日に起こった後も、ガスの漏れているところが確認されている地点が複数箇所あるということが報道されております。

こちらの資料を御覧ください。（パネルを示す）もともと万博の会場となっている土地は、産業廃棄物の埋立地です。埋められたごみの分解に従って、メタンガスが発生しているという状況になっています。

日本国際博覧会協会によると、ガス抜き管から排出させているとのことですが、3月28日に起こった爆発は土壌から発生して、地下空間にたまったガスが火花に引火して爆発をしました。そして、さらに不安になるのが、夢洲1区のメタンガス発生量という、この、ちょっと数字、小さくなってしまいうのですが、この表が、冬季と夏季で2021年から24年、この表、大阪広域環境施設組合の調査から分かったデータなんですけれども、年を追うごとにメタンガスの発生量が増えているということです。去年は1日2トンでした。開催は来年になっておりまして、もうこれは絶対増えるだろうと予測されてい

ます。それに伴い爆発のリスクも高まります。爆発発生箇所やガスの漏えいが発見された位置を詳しく見たいと思いますが、資料2枚目を出させていただきます。(パネルを示す)これが会場の配置図になっております。

三重県が出展予定の場所は、左端にある屋外の屋外イベント広場、そして関西パビリオン、この辺りに、ここに夢洲駅という地下鉄の駅ができるんですけど、この辺りになります。

そして、先ほどの資料に、ガス発生だったり、爆発が起こった箇所が示されていたんですけども、その爆発箇所と配置図を重ねたものが、この資料になります。(パネルを示す)先ほどの大体の位置関係を思い出していただくと、この辺りが屋外イベント広場、こっちが関西パビリオンの近くでしたが、ここで爆発が起こったんですね。そして今も、関西パビリオンと夢洲駅の付近でメタンガスが発見されている。この2区のところでももう一か所あると、そういう状況になっています。

子どもたちに三重県ブースに行かせる御意向もあるようなんですけども、これ、爆発事故が起こったところ、そしてガスが漏れているところに子どもが近づくという状況になるので、とても危ないと思っています。

日本国際博覧会協会は、この爆発事故を踏まえた開催中の再発防止策は実は何も示されていません。2区と3区、それぞれでも地下鉄工事でメタンガスが見つかっているにもかかわらず、地表付近でのメタンガス爆発の可能性は極めて低いとリスクから目を背けている情報だと報道で知っております。

ですので、三重県において、この危険性の認識があまり広がっていないのではないかと私は危惧しております。

続いて、二つ目の質問をいたします。

学校に意向調査をするに当たり、雇用経済部から教育委員会事務局のほうに取りまとめの依頼がされているとのことです。

実際、校外学習の計画立案や引率をすることになるのは、現場の学校の先生たちだと思います。

そこで、教育長に伺います。

報道では、たくさんリスクが指摘されている現状において、安全面での課題、そちらに対する考えを伺います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○**教育長（福永和伸）** 大阪・関西万博の安全面の考え方について御答弁申し上げます。

校外学習等の訪問先につきましては、各学校において、学校の実情と教育効果、また、保護者の負担なども勘案しまして、検討され決定されるものではあるんですけども、大阪・関西万博を校外学習等で訪れることは、子どもたちの視野をグローバルなものとし、また、世界の多様な文化や未来社会の技術、知見などに触れる絶好の機会でもありますので、また、体験活動の一つとしても有意義であると考えているところでございます。

安全面についてですけども、現在、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会において、専門家の意見を踏まえて、来場者の安全確保のための対策が検討され、講じられると聞いておりますので、訪問する各学校においては、博覧会協会の対策を踏まえまして、避難経路も含めた安全に万全を期して参加されるものとして認識しています。

今後とも、私どもとしましては、安全対策の徹底状況を注視しまして、適時適切な対応に厳に留意してまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○**7番（吉田紋華）** 参加するのならば、安全に万全を期していかれるというお言葉でございました。

確かに報道がたくさんあり、いよいよ危険性が広まっている側面もあると思います。それで、実際に大阪では、学校関係の組織がどういうふうに運動をされているかという動きがあるので紹介をいたします。

（パネルを示す）こちらは、今年の5月1日に大阪府の都市教育長協議会や町村教育長会から大阪府の教育委員会に対しての緊急要望書、2025年日本国際博覧会「児童・生徒招待事業」に係る緊急要望書というもので、内容を簡潔にまとめたこの3項目ですが、子どもたちの安全・安心を確保してほし

いというのがメインになっております。裏を返せば、大阪府の対応として、安全・安心を確保できないという考えがあるんだと思います。

続いて、もう一つの資料を提示いたします。

(パネルを示す) こちらは6月1日、かなり最近のものになります。文字が小さくて申し訳ないんですけども、こちらは、大阪教職員組合など3団体から大阪府知事、大阪府教育委員会に宛てて出されたものです。

3団体から、誰も「爆発事故は起こりません」「安全です」と言わない万博会場に、子どもたちを連れて行けません。「万博への子ども招待事業」の中止を求めますという申入れもされているところなんですね。この文章は、報道事実に基づいて、大阪・関西万博で命に関わるリスクが払拭できていない箇所を指摘しています。

修学旅行や遠足における学習指導要領には、事故防止のために万全の配慮をするとあります。ですが、下見をしようにしても、会場の夢洲は様々な問題を抱えていて、土壌汚染だったり、貧弱な交通体制であったり、また、避難計画もいまだに確立されていません。その上に爆発事故がいつ起こるか分からないとそういう状況です。下見の時期も、どのパビリオンに行くことになるかも、前もってあまり決めることができない、緊急時の医療体制などの不安もあるとこの要望書には書かれているんですね。

先ほど、答弁を伺う中で、子どもたちを招待する、その効果、期待できる効果として、万博会場でSDGsや世界の文化や先端未来の技術を学べるとありましたけれども、SDGsは正直、万博ではなくても学べる場所はたくさんあると思います。世界の文化を学ぶのであれば、リトルワールドのほうが全然安全だと思うんですね。先端の技術を学ぼうにも、やっぱり命が大事。この大切な子どもの命を第一に考えてほしいと切に私は願っているんですね。リスクだらけの期待ばかりするのではなく、そういったほうに軸を持ってほしいと思うんですけども、ここで、知事に通告はしていないので答弁は求めませんが、これだけ危険性が明らかになっている大阪・関西万博ですので、どうか早期に万博の中止を国に求めていくことや、三重

県の子ども招待事業を中止に踏み切ることを要望いたします。

続いて、二つ目の質問に移ります。

二つ目の質問、学校性教育の現状と包括的性教育の観点での生理用品の使い方の児童への指導についてに入ります。

まず、包括的性教育とは何かということですが、世界的スタンダードの指針として、ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスに示されています。簡単に言うかどうかと言いますと、性に関する知識やスキルだけでなく、科学に即して人権やジェンダー観、多様性、幸福を発達段階に応じて学ぶための重要な概念となっています。

世界では、アメリカやイギリス、スウェーデン、台湾などで包括的性教育を国で法制度の中に位置づけながら、学校公教育の中に組み込んでいるという流れがあります。

このような流れを踏まえても、日本において、包括的性教育がもっと根づいていくことが必要ではないかと考えています。

実際、日本の性教育は、寝た子を起こすな型の抑制的性教育が、戦後根幹に位置づけられています。東京都で、七生養護学校事件というのがありまして、進んだ包括的性教育を進めようとしたところ、政治が介入してきて、それは過激な教育だということで止められてしまった過去があります。

国が持っているその歯止め規定と呼ばれるものによってでも、現在、学校での教育は、受精や妊娠のみ中学校で教え、性行為については言及しないという現状があります。

ここで、教育長に伺います。

このような現状を踏まえ、県内の学校ではどのような性教育が行われているか、お聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、学校での性教育の現状について御答弁申し上げます。

学校における性教育につきましては、性感染症や性犯罪、性暴力、予期せ

ぬ妊娠など、子どもたちの性と健康に関する課題が多々ある中で、学習指導要領に基づきまして、保健の授業を通じて、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切な行動を取れるようにすることを目的に実施しています。また、併せて家庭科でライフプランを学習したり、特別活動で性の多様性について考えたりするなど、各学校の実情や発達段階を踏まえまして、教育活動全体を通じた指導を実践しています。

また、県教育委員会では、こうした学校での指導を支援する観点から、産婦人科医や助産師等を県立学校に派遣し、性に関する講話や講演などを行いまして、性に関する正しい知識の理解と健全に生活する実践力、自他を大切にする態度などの育成につなげています。

また、市町教育委員会においても、関係機関と連携しながら、小・中学校における性に関する指導の充実を図っています。

また、児童生徒が性犯罪や性暴力に対して適切な行動を取れる力を身につけることができるよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。

各学校では、児童生徒の発達段階に応じまして、小学校低学年では、プライベートゾーンを守るルール、中高学年では、SNSで見えない相手とつながることの危険、中高生では、被害に遭いそうになったときや遭ったとき取るべき行動などについて学習し、中には、地元の警察署やNPOなどから専門家を招いて講座を行っている学校もあります。

県教育委員会では、「生命（いのち）の安全教育」について、文部科学省の指導教材を紹介したり、この教育の概要をまとめた動画や講師の一覧を作成しまして、県立学校や市町教育委員会に周知したりするなど、学校の取組を支援しております。

今後も児童生徒が性について正しく理解し、自他を大切にすることを養うため、専門家等と連携しながら、教育活動全体で性に関する教育の一層の充実を図ってまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございました。

学習指導要領に基づいて、正しい行動を取れるような教育でしたり、「生命（いのち）の安全教育」では、やっぱり自他を大切にすることを大切に養っていくということを御答弁いただいたと思います。

2023年度から「生命（いのち）の安全教育」が本格実施されたということで、今後もっと発展していくと思うんですけども、「生命（いのち）の安全教育」の中で重要とされて、先ほどおっしゃっていた自他を大切にすることに関しては、私は、ほかにもいろいろ方策があるのではないかなと考えている中で、もっと身近なところにも目を向ける必要があると思っております。暴力をなくし、人権を尊重する教育実践のために、包括的性教育の視点が、また必要だと考えています。

そこで生理について、ここでは今からはポイントを絞って行きたいと思っております。

どうして生理なのか。

生理が来ない体を持っているのは男性です。日本で教育を受けた人はほとんどそれについて、しっかり知る機会がないまま大人になっていくことがほとんどではないかと思えます。

私が小学校4年生のときには、男女別に分けられ、女子は生理用品の使い方を学び、一方男子は体育館でドッジボールをするという、今振り返っても、明確にこれはジェンダーで分けられていたなど、生理は女の子のものというそういう区別がされたその意識がやはり根強く大人になっていっても残っている、そういった社会の現状があるのではないかなと思っております。

そういった結果、今どんな問題が起こっているかと言うと、女性の生理休暇に対して、楽しんで休んでいるだけという無理解から心ない言葉がかけられたり、生理は男性の射精と同じようなものと勘違いする言説をネットで見たりもします。もっと大きい規模になると、例えば、震災が起こった際、支援物資を分配する担当の人が、生理用品を不要なものとしてみなして、男性が捨ててしまったり、女性に1日1枚しか配られなかったことも起きていると実際に聞いています。

また、海外では、世界で初めて女性宇宙飛行士になった方が6日間宇宙に行くのに、タンポンが100個あれば十分ですかと、これは絶対に多過ぎる、どう考えても多過ぎるんですけど、国際的な機関のNASAでさえそういった認識だった、そういうエピソードもあります。無知というのは本当に怖いと思います。

このような現状を踏まえ、包括的性教育の観点から見ると、私は早期からの男女の区別なく、生理用品の使い方を教えるべきと考えております。

初経の平均年齢は12歳なんですけど、16歳だったり、10歳だったり本当に個人差があります。

そういったことを踏まえて、生理用品の使い方に関して、現状をもう一度伺いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、児童への生理用品の使い方指導の現状等についてお話しさせていただきます。

小学校では、体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすることを学習します。

性教育については、基本的に男女の別なく学習することとしておりますけれども、その一方で、具体的な生理用品の使用法などを指導する際には、女子のみを対象とするなど、各学校や個々の子どもたちの実情や心情に応じて配慮がなされているものと認識しています。

基本的に、性教育に当たっては、性別に関係なく、多様な性の在り方について学ぶことが必要と考えておりますが、同時に、発達段階や個々の心情に配慮した指導も必要だと考えています。

なお、おっしゃられた災害時のお話がありましたけれども、内閣府より示されている避難所運営ガイドラインでは、女性や子どもの特別なニーズとして、生理用品や更衣スペース、授乳室などの配慮が必要とされています。

災害対応に従事される方においては、性別に関係なく、このような配慮ができるよう必要な知識、技能を身につけているべきと考えます。ただ、これ

をどの時期に学習するのがよいのか、小学校のときにやらなければならないのか、社会人になって災害対応する方が学べばよいのか、その辺りは意見が分かれるかもしれませんが、この辺りは、今後の検討が必要になるのではないかなと思います。

性教育については、各学校において、互いの性を尊重しつつ、子どもたちの実情や心情に配慮した指導が実践できるよう、今後も、引き続き市町教育委員会や関係機関と連携し取り組んでまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございます。

学習指導要領を見てみますと、初経に関することは男子児童に教えないとは書いていたりはないんですね。実情や心情への配慮として、今は女子のみを対象とするなど実態はあるとおっしゃっていましたが、一律で教えてもらえる機会があるというのって、やっぱり学校でのすごく大きなメリットではないかと考えているんですね。男子児童が生理用品の使い方を知っていることでメリットはとても大きいと。

例えば、小学校高学年のときの同級生やきょうだい、また、家族に心遣いができるとか、自分が経験しないつらさを感じている人に適切な配慮、思いやりができる。これは、子どもの発達段階ごとの重視すべき課題、文科省が出しているものにも適合すると思います。

もう一度、質問したいんですけども、生理用品の教育、きちんとした実態の把握から始めることが大事なのではないかと考えております。まだ、そういう調査はないと聞いておりますので。

ですので、生理用品の使い方や必要性について、授業内あるいは課外の時間において、男女一方のみの性別を対象にして、時間を設けて現在、教えているかどうかということについて、県内の小学校を対象に実態調査を行ってほしいと私は考えているのですが、いかがでしょうか、お願いします。

○教育長（福永和伸） それにつきましては、検討させていただきます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

教える機会を均等にしてほしい、生理を女性だけの話題にするという考えはジェンダー平等ではないですし、生理へのタブー視や偏見、差別は思いやりではなくなりません。正しい情報や知識が必要だと思います。大人が子どもに進んで教えていく義務があると思っておりますので、ぜひとも人権の観点において前進させていただきたいと思います。

最後の三つ目の質問に入ります。

みえの縁むすびマッチング事業の令和5年度の成果と今後の事業の在り方についてに移ります。

三重県の出会い支援、いわゆる官製婚活、令和5年度に予算を800万円台から3000万円程度に2200万円も大幅増額をしまして、新規事業みえの縁むすびマッチングが開始しました。ところが、令和5年度成果として、成婚数はゼロ組だったと伺っております。

三重県は、少子化対策での婚活支援事業を丸10年間やってきましたが、10年間の予算、トータルおよそ7億5000万円、そして成婚数は26組ということで、1組当たりおよそ2900万円ということですね。とっても大きい額で、私、驚きました。

一つ目は、令和5年度の事業の成果をどう評価されているのか伺いたいと思います。

そして、続けて、今後の事業の在り方についてですが、最近、外務大臣が、女性の方なんですけど、子どもを産むという個人の選択と女性らしさを結びつけて演説したということで大変批判の吹き上がるニュースになりました。産むかどうかという、個人の選択と結婚をセットに結びつけたこの婚活事業は、やはり問題であると私は考えていますが、新任された子ども・福祉部長に御答弁をお願いいたします。

〔枳屋典子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（枳屋典子） それでは、みえの縁むすびマッチング事業についてお答えいたします。

令和5年度から開始した1対1の引き合わせは、みえの縁むすび地域サポーターが、ボランティアで結婚を希望する方同士の引き合わせを行うものでございます。

担当する利用者に対する事前のアドバイスですとか、カップルになった後の相談に応じるなど、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行うのが特徴でございます。

令和5年度は、72名の方にサポーターとして活動いただき、210組の引き合わせを行った結果、6組の交際開始につながりました。また、利用者からは出会いや結婚のイメージが膨らんだ、自分の長所を客観的に把握することができたなどの声を聞いております。

結婚を前向きに進められている様子が見え、一人ひとりに寄り添う本事業ならではの成果と考えております。

次に、今後のみえの出会い支援事業でございますが、令和5年度に実施したみえ県民1万人アンケートでは、未婚の方のうち、いずれ結婚するつもりと回答した方の割合が55.4%となり、前年度より増加しております。

一方で、国において、先日公表されました令和5年の人口動態統計では、本県の婚姻率は前年より下がっております。

県としては、結婚する、しないの選択は個人の自由であり、一人ひとりの思いや考えを尊重することは大前提でございますが、結婚を希望する方への支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） あまり変わらずというような感想ですけれども、結婚したい人が増えていても実際できていない。それはやっぱり社会情勢や若い世代が置かれている状況に追いついていないということだと思うんですね。今の政治がやっていることは、例えば、いつ爆発するか分からない大阪・関西万博に子どもを招待するとか、若者がどんどん貧困になっているのに、そちらに賃上げ対策をしないとか、人間が生まれてくるために必要な生理の知識を女の子だけにしか教えないとか、そういうやることなすこと、私はベクト

ルが全部逆だと思っているんですね。そんな社会で、私は人が幸せに生きられるかどうか、大きく疑問を持っています。このままでは、人口が減るのは当然だと私は思っています。

ここの議場にいる皆さんは、三重県の未来のためにと考えて政治をやってられる方ばかりだと思いますが、県民のニーズにもっと耳を傾けてほしいと思います。

政治行政の抜本的な施策転換を求め、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） 公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。

本日、最後の登壇となります。“こどもまんなか社会”の実現に向けてというタイトルで30分質問させていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

本年1月1日に能登半島地震が発生した直後から、カウンターパート支援として輪島市に派遣された三重県の専門的な技量を持った人材が被災地で大きな力を発揮いただいたこと、知事から報告をいただくたび、県民の1人として誇りに思いました。

また、教育長からは、災害時学校支援チームとして延べ46名の教職員が輪島市内の小・中・高等学校に派遣されたと報告もいただきました。

特に忙しい年度末にもかかわらず、多くの方が自発的に参加されました。また、派遣された方の穴を埋めるために、地元で職場を支えていただいた皆さんも含めて本当に頭が下がる思いです。

災害時学校支援チームとは、発災後、被災地における子どもたちの学びの保障のため、学校の再開を一日でも早く実現することが目的ですが、もう一つ大きな効果として、かつて復興副大臣として在任中、1000日以上にわたって福島県内で被災者の皆さんと寝食を共にし、復興に尽力をされた元参議院議員の浜田昌良さんは、学校が再開し、子どもたちの笑い声、笑顔が町中に

広がると同時に復興が加速していった、復興のフェーズが変わったと語られました。これほどまでに子どもたちの持つ力は偉大であると。

話は変わって、4年前、この場で私は、コロナ禍において、子どもたちがけなげに、そして懸命にステイホームも実践してくれていることが、コロナ禍収束への大きな原動力となっている、子どもたちは、様々な社会環境の変化に対応し、社会の一員として共に闘ってくれている主体者であると発言させていただきました。

三重県子ども条例の基本理念には、「子どもの力を信頼する」とありますが、子どもには社会を支えていく、変えていく力が厳然と備わっていることを我々は忘れてはなりません。

子どもは権利の主体であり、社会において、子どもたちは大人のパートナーである、こういった思いを柱に据えて、大きく三つのテーマに沿っての質問です。

一つ目のテーマは、「子どもは社会の鏡」です。

今、日本社会が実現を目指すこどもまんなか社会は、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸せな状態、いわゆるウエルビーイングを子どもたちが実現できる社会と定義されています。

しかしながら、その子どもたちを取り巻く環境は、いじめ、虐待、不登校など、その課題は長期化し、いまだ明確な、有効な打開策が見いだせているとは言えません。

子どもは社会の鏡との言葉があるように、子どもを取り巻く環境に、大人の言動並びに大人の社会の在り方が大きく影響していることを、我々大人は深く自覚すべきではないでしょうか。

今年度、三重県は、三重県子ども条例を改正し、こどもまんなか社会の実現に向けて大きく前進しようとする大事な年であります。その重要な一つの視点として、まずは大人が変わること。大人が1センチ変われば、子どもが1メートル変わるとも言われます。

その意味において、午前中、平畑議員から質問がありましたカスタマーハ

ラスメント、以下、カスハラと言わせていただきますが、その対策は非常に重要で、知事からも、子どもに対する思いへの言及もありましたが、大人社会の変革をもって、子どもを取り巻く環境の改善につながることを強く期待しています。

実際、カスハラ、その周辺には、時に子どもが存在します。飲食店、コンビニや様々な商業施設の利用や社会活動においてです。また、カスハラは、誰もがその当事者になり得る危険性があり、全ての大人の意識改革が必要です。子どもは見ています。

そこで質問です。

こどもまんなか社会の実現に向けては、大人、そして社会の意識変革と改革と、その姿を子どもたちにしっかりと見せていくことが、子どもを取り巻く環境の改善につながる重要な視点であり、カスハラ対策の推進をしていく上で、子どもの視点を意識していくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 大人は、誰も、最初は子どもであった。しかし、そのことを忘れずにいる大人はほとんどいないというのは、1900年に生まれたフランスの小説家であり、飛行家でもあったサン・テグジュペリが、「星の王子さま」の中で書いた文章であります。

子どもたちは、非常に真つすぐで、みずみずしい感性を持って生きています。しかし、いろいろな人との付き合いの中で、あるいは組織に入り、組織というのはこういうものやから上手にやっておけというようなことを言われ、そのみずみずしさを失っていきます。そして、その結果、出来上がったのが大人なのかもしれません。

我々大人は、子どものときにどんな感情を持っていたのかを忘れてはいけないんだと思います。

悪を憎む、いじめを憎む、そういう気持ちも持っていたはずであります。

午前中、御同僚の平畑議員からの御質問に対して、私はカスタマーハラス

メントへの対応、子どもへの思いも含めてお答えしたところであります。

子どもは、大人がどういう対応するのかしっかり見ています。我々、大人は、逆に子どもたちにどうやって見られておるのかということも考えながら行動していきなさいけません。

文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針、そこには、他人の弱みを笑い物にしたり、暴力を肯定していると受け取れるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えるという指摘もあるというふうに記載されています。また、2017年7月の読売新聞の記事によりますと、パワハラは、受けた人だけではなくて周囲の人までも心身に不調を来してしまうという報告もありますし、パワハラを受けた人だけじゃなくて、目撃した人も抑鬱症状が3倍になるという、ある研究機関の報告もあります。

子どもたちにそうしたパワハラ、これ、カスハラもパワハラ的一种ですから、それを見せるということは、やはりよくないことであると思います。大人が子どもたちの模範になって、議員は、子どもは社会の鏡とおっしゃいました。我々、大人が子どもの模範にならなければいけないと思いますが、ハラメント対策をしっかりとやっていきなさいいけない。子どもたちの心にどんな傷を残すのか、それを考えながら対応していくことも重要でございます。

御指摘いただいたように、今年度、議会からも要請いただいておりますけれども、三重県子ども条例、これを見直すこととしております。そこには、子どもが権利の主体であるということをしつかりと位置づけていきたいと我々執行部としては思っておりますし、また、議論の中には、子どもさん、高校生でありますけど、入っていただいて、彼ら、彼女たちの意見もしっかりと受け止めながら対応していきたいと思っております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

知事のカスハラ対策に対する発言もしっかりと、午前中に続いて、確認さ

せていただきましたし、子どもたちの視点をしっかりと感じていくといったところも御答弁いただきました。

子どもを意識することで予防できるカスハラもたくさんあると思います。それは、私も含めてだと思っておりますので、しっかりとそういった視点を取組の推進の力に変えていただきたいと思います。

また、もう一つ、今、県内で、関係者の尽力によりまして健康経営という考え方がしっかり浸透しています。

社員は財産であるとする考え方でありますけれども、この健康経営とカスハラ対策、非常に通ずるところがあると思っております。人口減少社会にあって、働く人の尊厳を守ること、これ、午前中、知事が使っておられました。また、リスペクトすることは、持続可能な社会の実現に向けて、大前提だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、二つ目のテーマ、「教員は子どもにとって最大の教育環境」です。

本年の県職員の新規採用の辞令交付式で、知事は県職員に対する県民からのカスハラに言及をしておられます。これは県民にとっても重要です。

県職員のウェルビーイングの向上は、そのまま県民サービスの向上に直結するからです。得をするのは県民であり、そういった意味で県職員は県民の大切な財産です。同様に教員のウェルビーイングの向上は、学校での子どもへの教育に関するあらゆるサービス向上に直結します。

子どもは社会の宝、未来の宝であります。

教員のウェルビーイング向上が社会にとっていかに重要かは言うまでもありません。教育現場におけるカスハラとして、保護者や地域が学校や教員に過剰な要求をするケース、想像に難くありませんが、時に社会からの過剰な要求、圧力とも取られるケースも少なくありません。コロナ禍では、それが特に顕在化したと思っております。

一つの例として、当時、学校外でマスクをしていない児童生徒を見つけた地域の人や大人が、学校にクレームを入れるケースが散見されました。このようなクレームが一つでも入ると、弱い立場の学校としては対応せざるを得

ません。こういったとき学校の取る対応は、子どもにとっても、保護者にとっても、教員にとっても、誰も幸せにならない。それどころか互いに不信感を増長させる対応になってしまいがちであります。私も1人の保護者として経験をいたしました。

このような状態は、学校依存社会とも言われ、あらゆる責任をこれまで学校に丸投げしてきた側面が社会の側にあると言えます。結果、教員の負担は増大し、そのしわ寄せは子どもに行きます。

例えば、ブラック校則なんかは、学校依存社会による代表的な負の産物だと言われています。このような学校におけるカスハラへの対策は、教員不足解消、教員の働き方改革には不可欠です。教員の存在は、こどもまんなか社会の実現に欠かせない最大の教育環境です。

そこで質問です。

今回、県が進めるカスハラ対策に、学校におけるカスハラも含まれるのか、含まれるのであれば、発信とともに、学校現場とも連動して取組を推進いただきたいと思います。

さらには、教員負担の軽減、働き方改革、その取組を学校、教育現場任せにせず、学校依存社会からの転換を社会全体で推進することが、こどもまんなか社会の実現に重要であると考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） カスタマーハラスメント対策の条例、これから検討し始めるところでございますけれども、そこには、様々な対象が出てくると思っております。もちろん小売の業界というのは当然対象にもなりますし、それから、診療所などの医療関係窓口というのも対象になると思っておりますし、私どものような行政に携わる人間というのも対象になる可能性があるだろうと、これは、県だけに限らず、市町も対象になるだろうと思っております。

加えて、学校現場というのもあり得るのではないかと考えておるところでございます。いわゆるモンスターペアレンツと言われる問題がかつてからご

ございました。

本人は、自分は正義であるというふうに思っている可能性はありますけれども、その言い方は徐々にエスカレートしてきて、教職員を苦しめるというのはございます。なおかつ、それが度を過ぎて、午前中も申し上げましたが、刑法犯に当たるということも十分考えられるものであります。

最近では、現場の人に話を聞きますと、かつては、放課後になって、過剰な要求をされる保護者への対応を電話でやっていて、なかなか電話が切れなかったということでもあります。もう議員の皆さん、御案内だと思いますけれども、iPadが配られておりますので、インターネットで保護者からかなりのきつい言葉の要求があるということも聞いております。それへの対応はしっかりと考えていかないと、議員御指摘のように、やはり教職員がにこにこ笑っていないと、子どもらも、にこにこ笑って学校生活を送れませんわですね。ということなので、対応として考えていくということになるうかと思っております。

また、学校依存社会でありますけど、日本は、かなり学校に多くのことを求め過ぎていたのではないかなという気がいたします。

ヨーロッパへ行きますと、しつけの関係は、学校ではなくて家庭でやるものだという考えがございますし、また、クラブ活動につきましても、事務は学校外で、学校はティーチングをやる。また、一部のカウンセリングはやるけれども、例えば、クラブの活動については学校外でやるというのが当たり前になっております。

日本は、全てを学校でやらなきゃいけないというふうに考え過ぎていたのかもしれないと思います。そうすると、必然的に先生方の仕事はブラック職場ということになって、一部でやゆされているように霞が関と同様の仕事の仕方になって、これでは人間性の確保はできないと思います。

午前中も同僚議員から御質問いただきましたが、教職員を確保していくためには、やはり職場の見直し、魅力的な職場づくりということを教育施策大綱で私ども書かせていただいていますけれども、もっと言葉を換えずに言う

と、ストレートに言うと、ブラックな職場でないようにせなあかんということでございますので、学校に過度に依存するような社会というのを変えていく方向で、これからも議論を続けていきたいと思っております。

[20番 山内道明議員登壇]

○20番(山内道明) ありがとうございます。

知事からしっかりとお言葉をいただきました。

この後の質問で教育長に問わせていただきますけれども、教育委員会、教育長からの発信にとどまらず、知事からこういったことを発信いただくことが非常に重要だろうと、社会を変えていく必要があると、その感覚を変えていく必要があるという思いで、知事に聞かせていただきましたので、ぜひともお願いをしたいと思っております。

教員の負担軽減、働き方改革には、地域社会の理解と協力が何より必要でありますので、よろしくお願いたします。

続いて、教員のウェルビーイング向上に向けてであります。

私は、昨年度、一昨年度と教育警察常任委員会に所属させていただきました。僅かこの2年間の間でも、教員の負担感が年々増大しているのを実感いたしました。

昨年度の教育警察常任委員長報告において、チーム学校の推進とともに、教育委員会や管理職、教員らが十分にコミュニケーションを図っていくことも要望させていただきました。

このような中、本年2月に行われた東海ブロックのPTA関連の講演会に参加させていただきました。

今年の講演のテーマ、親が子どものためにできること、敵をつくるより味方をつくるでありましたが、何より強調されていたのは、先生を味方にするのが、親が子どもにできる最善であると。しかしながら、会場からは、その先生が今、疲弊している、どうすればいいですかという問いかけがありまして、その講師は、間髪入れずに、先生に感謝の言葉、期待していますとのねぎらいの言葉を保護者が積極的にかけていくべきだと。その講師は自称か

つてモンスターペアレントだったと告白されておりましたが、その反省に立っての講演で、非常に心に響くものがありました。

また、つい先日も県内の小学校で学習支援員をされている方から、先生にありがとう一言でいいから保護者から声をかけてあげないと、先生は、もうもたないですよ、そんな言葉もいただいたところです。先生という職業はSOSを発することが難しい職業だと思います。

そこで、教育長に質問です。

教員のウェルビーイング向上に向けて、保護者や地域との良好な関係を築くことで、保護者らを味方にしていけるよう、例えば、いじめ防止に対してはピンクシャツ運動などがあるように、何らかの具体的な取組や運動が必要だと思いますが、教育委員会の取組、考えをお聞かせください。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） まずは、先ほどから温かい言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、教員のウェルビーイングの向上について御答弁申し上げます。

学校においては、保護者や地域からの厳しい苦情や困難な要求など、学校だけでは解決が難しい事案が年々増加しております。

現場を担う教員は、多様な業務に加えまして、こうした苦情や要求などに対してでも対応しなければならず、長時間労働の原因ともなっておりますし、また、精神的な負担も相当に重く、教員志望者が減少する要因の一つにもなっています。

現在、教育委員会事務局に設置しています教育行政相談窓口には、連日保護者や地域住民から多くの相談がありまして、令和5年度には、377件の相談に対応いたしました。

同様に、各学校においても様々な苦情や要求などを受けているものと承知しています。

このため、スクールソーシャルワーカー、学校経営アドバイザー、いじめ問題対応サポーターなど、学校への支援体制の充実を図っています。

また、午前中も答弁しましたが、この6月から教育委員会事務局に、学校問題解決のための相談窓口を設置しまして、学校管理職OBを学校問題解決支援員として配置いたしました。

私の個人的感覚ですけれども、確かに私が子どもであった時代には、当然個人差はあるんですけれども、児童生徒や保護者、地域の皆さんも、教員に対して今よりも感謝、尊敬の念を抱いていただいていたように感じています。このような教員に対するリスペクトが希薄化していること、社会的評価が低下していることが、学校に対する苦情や要求となって表れているとも考えられます。

こうして考えますと、教員のウェルビーイングを向上させ、社会から学校、教員を支える姿勢を示していただけるということは大変ありがたく、また、望ましいことでもありますので、私としても、PTAなどとも連携いたしまして、どのような取組ができるのかしっかり考えてみたいと思っています。

なお、ごく一部でありますけれども、教員として資質に欠けた言動、振る舞いが見られる者もおります。残念ながらこれは事実でございます。今後とも、教員研修等において、より一層コンプライアンスの徹底、人権感覚の向上を図ることで、教員が社会から尊敬され、信頼される存在となっていきますように、教員の資質の向上を図ってまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

相談窓口をつくっていただくということで、午前中にも続いてお話をいただきました。

これは保護者、また地域からの相談も受けつつ、先生からの相談も受けると、双方向から相談を受けていただくということで聞いておりますけれども、非常に大事だと思っております。しっかりと周知していただくと非常に機能するのではないのかなと思っています。そこで、双方の対話が生まれることで、様々な溝が埋まっていくとも思っておりますし、先ほど知事のほうからも電話対応が大変だということで話をいただいて、インターネットに変えた

ら、インターネットでもかなり厳しい言葉をいただいたということでありませう。

聞いたお話でありますけれども、今、電話対応は恐らく午後5時半で一旦切っていただいているということになります。どんな効果がありますかとお聞かせいただいたら、何か事が起こって、その日のうちに苦情をいただく場合と、一晩置いてからいただく苦情、件数が減りますし、中身が非常にソフトになるという感想を現場の教員の方から伺いました。気持ちの問題も様々あると思っておりますので、そういった取組一つ一つのもののがしっかりと、功を奏してこようかと思っております。

昨年8月の末には、文部科学大臣からも教員の働き方改革、教員の負担軽減については、地域とか保護者の皆さんの応援協力が必要ですよというメッセージが発せられていると思いますが、なかなかそのメッセージがそれぞれの県民の元へ届いていないといった状況もありますので、そういったところも含めて、ぜひ知事にも応援いただきたいという思いで、今回、質問させていただきます。

ぜひ、この取組が継続的な取組となるよう、機運の醸成をしっかりとしていただけるような運動なり、活動なりをぜひお願いしたいなと思っておりますし、午前中ありましたように教員を志望する人材の確保、これにも絶対つながると思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に参ります。

子どもたちが主体的に社会を形成していく力の育成についてです。

三重県子ども条例改正に向けた第1回の検討会議では、子どもが自分の権利を知ることが重要という意見がありました。

自分で自分のことを決められるという実感は、子どもの幸福度に強い影響を与えるとの研究結果があります。

2020年、ユニセフが公表した調査では、日本の子どもの幸福度は、38か国中、身体的健康という部門では1位、しかしながら、精神的幸福度が37位であったそうです。

何か声を上げて、大人に論破されて終わってしまう、何も変わらない、このような経験から得た感情を学習性無力感と言うそうではありますが、自分は無力だと一旦学習してしまうと、結果、抵抗するどころか回避すらしなくなってしまうそうです。

ここで、ちょっと資料を提示させていただきます。（パネルを示す）子どもの参画のはしご、はしごに見立てた分かりやすい図です。参画の程度を8段階に分けております。

低いほうから1、操り参画、2、お飾り参画、3、形だけの参画と。操り参画、大人が言いたいことを子どもに言わせる。お飾り参画、問題自体を理解させずに意見表明の場面でだけ子どもたちを表に立たせる。3、形だけの参画は、子どもに意見を言わせるが実際の決定には反映させない。そういったところがあります。ひょっとしたらありがちかもしれません。これだとかえって学習性無力感を増長させてしまいます。

4から8段階まで参加ができているといった状態になっておりますが、8段階は子ども主導の活動に大人も巻き込むと、こういったところまで行くとすばらしい子どもの参画であるというふうな図であります。

先日、四日市市の中学校でこんな取組がありました。

修学旅行に、携帯電話を持っていてもよいかどうか、聞いただけでも悩ましいテーマでありますけれども、それを子どもたちが中心になって、保護者や教員を巻き込んで議論したものでした。発端は、子どもたちからの声だったそうです。

アンケート等を保護者と教員と子どもたちにとって、それぞれの結果は皆さんの想像のとおりなんですけれども、取りまとめは、全て子どもたちがやっとなと、校長先生も自分自身はデータを持っておりませんとおっしゃってございました。

結果、携帯電話を持っていくためには一定のルールが必要ですねとなったんですけれども、残念ながら、ここでタイムオーバーとなりまして、それ以上議論する時間がなかった。結局、現行のルールを覆すことができず、持っ

ていかないことになりましたということでした。

これ、選択ではなく、現行のルールを覆さないといけなかったというところがハードルが高かったんでありますけれども、生徒たちの満足できる結果とならなかったことに、校長先生は、非常に残念がられておりましたけれども、これまでは検討すらされないことだったのではないのでしょうか。

そこで、最後の質問です。

学校環境には子どもたち自身が関わることとして、校則、通学路、学校の防災、防犯、給食、部活動、文化祭など、変えたいと思うこと、変えられるチャンスが身の回りに多く存在しているはずです。こういった変えられるチャンスを大いに活用して、学習性無力感から子どもたちを解放し、学校を変えられた経験が社会を変えられる自信につながるような取組を期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、子どもたちが主体的に社会を形成していく力の育成について御答弁申し上げます。

主体的に社会を形成する力の育成については、本年3月に策定しました三重県教育ビジョンの施策の一つに位置づけておきまして、学校生活をよりよくするためのルールや課題解決策を子どもたちで考え、話し合う体験を通して、主権者としての意識を育んでいくこととしています。

具体的な取組事例を挙げます。

例えば、通学時の安全対策について、地域の小・中・高等学校が協力しまして、子どもたちが危険箇所をまとめた安全マップを作成して、保護者や地域の方に交通安全を呼びかけた活動、それから自転車の安全利用について話し合いを行って、その意見を基に、生徒が文化祭で様々なデザインのヘルメットを展示し、ヘルメットの着用率向上に向けた取組を行ったこと、こういったことを行っています。

また、校則ですけれども、生徒会役員が全校生徒の意見を集約して資料を作成し、教員に対してプレゼンテーションを行い、職員会議において承認を

得て、スマートフォンの利用や防寒着の着用に関する規則を見直している、
そういう高等学校もございます。

子どもたちが、身近な課題に目を向け、意見を出し合いながら課題を解決
するために主体的に取り組んでいるところであります。

県教育委員会では、今年度、新たにシチズンシップ教育推進プロジェクト
を企画しています。これは、学校を越えて県内の中学生や高校生が集い、有
識者の支援を受けながら、よりよい学校生活づくりや社会課題をテーマに話
し合うワークショップを開催する取組でございまして、自分の力で、現実の
社会的な問題を解決できるという主権者としての感覚を育むことを目指して
います。

今後とも、自分の意見が反映され、現状が変わっていく体験を積み重ねる
ことで、子どもたちが自己肯定感を高め、ひいては主体的に社会を形成する
力を身につけられるように取り組んでまいります。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

しっかり取り組んでいただきたいと思います。方向性は同じかなというこ
とを確認させていただきました。

子ども参画をはやりで終わらせないことが重要でありまして、そのために
は、学校環境に根差した体験がよいというふうにも思っております。

本日の質問全体を通してでありますけれども、こどもまんなか社会の実現
のためには、変わらなければならないのは大人であるということを申し上げ
させていただきました。

親や大人たちには、本来、子どもの幸福実現のために力が備わっているは
ずであります。潜在的な力の解放、大人の変革が、今、待たれているんだろ
うと思っております。それは、子どもが大人のパートナーであると、そう
いった認識から始まるものだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願
いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林正人） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

長田隆尚議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

長田議員の関連質問ということでJ R関西本線の利用促進に向けて、京都府はじめ沿線自治体及び観光との連携はということで質問させていただきます。

まず、地域連携・交通部にお伺いしたいと思います。

これまで、当初予算でもJ R関西本線の利用促進や実証運行の盛り上げということも含めて、京都府を含む自治体、沿線の自治体とどのような連携をしているのか、そして、共通した取組を進めるという考えはあるのかどうか、ここを、まず、お伺いしたいと思います。

それから、京都ですとか奈良へ行きますと大変な観光客、インバウンドの方々も含めてごった返していると、市民生活にも様々な影響が出ているというふうにも言われていますが、このオーバーツーリズム等の中、対応として、広域的な分散の視点から、このJ R関西本線と観光との連携が必要だというふうに思いますが、利用促進の可能性も含めて、地域連携・交通部はどのように考えているのでしょうか、まず、部長にお伺いしたいと思います。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 議員からの、京都府はじめ、沿線自治体及び観光との連携について御答弁申し上げます。

昨年度に実施いたしました潜在需要調査におきまして、特に、伊賀市は、大阪、それから奈良との移動が一定量ございます。それから、休日の観光需要も多いと。また、伊賀市に訪れますインバウンドの前後滞在地は、京都府の割合が最も高く5割近くございますし、それから、奈良県や大阪府の割合を合わせますと、7割を超えるというような状況といったことが確認されております。

こうしたことから、地域連携・交通部といたしましても、さらに多くの方

に京都や奈良等から関西本線を利用し、一足伸ばして県内にお越しいただくということは、重要であるという認識を持ってございます。

また、京都府との連携につきましては、具体的な取組の検討に当たって、京都府をはじめとする沿線自治体との連携が必須と考えておりまして、関西本線整備・利用促進連盟等の枠組みを通じまして、J R西日本等への要望活動や利用促進に向けた事例の共有、意見交換を定期的実施しているところでございます。

今後の取組につきましては、引き続き沿線の自治体、それからJ R西日本等との連携を重視しながら、関西本線の活性化に向けた利用促進に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） J R西日本と京都府山城南地域の連携した観光DMOと取り組まれたのが、昨年、関西本線で日帰りの旅行プランなんですけれども、お茶の京都やましろというプランをつくっていただいたりとか、あるいは、ラッピング列車というもお茶の京都ということをやっていますけれども、どうも京都府は京都府で取り組まれていて、もう一駅行ったら伊賀があるのに、旅行プランもこのお茶の京都やましろということにとどまっていると。

三重県は三重県で、非常に不人気だった何かI C O C Aですか、あれを企業に配って、応募があまりなかったというふうにも聞いているんですけど、そういうばらばらに、役所のそういう枠の中でやってはいけないと思うんです。

4月にいいことがあって、京都府の笠置町長選挙があったんです。笠置町の町長のお名前と町長の御趣味、御存じですか、部長。

○地域連携・交通部長（長崎禎和） 存じ上げてございません。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） やっぱり沿線自治体なんだから、町長の名前ぐらいは知っておいていただいているのかなと思ったし、何回も、これ、交通の課長に言っている話なので、突然聞いたんじゃないんですけれども、山本篤志さ

んという方が町長に初当選されたんですけれども、趣味が鉄道に乗ること。乗り鉄が趣味の方で、就任されてもうこれから就任したら時間がないのか、津山まで青春18切符を使って行っていきますということで、一緒に、京都府議会議員もされていたので、ずっと関西本線の活性化、三重県と京都府と一緒に取り組まなあかんという方が、このたび町長になられたということなので、そういうつながりももっとこれからぐいぐい行かせていただきたいと思えますし、実証運行についても、はっきりしない答弁を先ほど長田議員に対してされましたけれども、じゃ、県としては、どういう意思を持ってやろうとしているのかということが非常に重要だと思っています。

秋頃運行されるということで、名古屋から奈良までの運行ということでいえば、ちょうど10月といえば、伊賀市のユネスコ無形文化遺産登録もされた上野天神祭もぴったりありますよね。そうなると、関西圏や名古屋からどうやってこの伊賀に人を、関西線を通じて人を集めてくるかというそういう戦略をもっと持っていたかかないといけないと思うんです。

JRは、お互い会社が違います、民間企業ですというような話に県が引きずられるようなことがあってはいけないと思うので、県がしっかり意思を持って取り組んでいていただきたいと思うが、そこをもう一度、お答えをいただきたいと思います。

そして、併せて観光部にとっても、非常に県議会において、もうずっと思ってきたんですけれども、非常にもう伊勢神宮で酔いそうようなプロモーション、伊勢神宮で酔いそうような観光戦略、本当に南に偏重したものと、私からすると言わざるを得ないと思っています。

実はそれ、ぜんぶ三重なんです！というその精神を今、改めて思い出していただきたい。そういうふうに思います。

このオーバートーリズムになっている自治体や関西圏としっかり連携して、三重県に、あるいは伊賀地域に人を、関西本線を通じて、人を呼び込んでくるんだというようなそんな政策というのはどこかにあるんでしょうか、取られているんでしょうか。その可能性についても観光部長からお答えいただき

たいと思います。

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** 先ほどの連携につきましては、しっかりJR西日本、それからJR東海、それから関係市町とも連携を取りながらしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**副議長（小林正人）** 観光部長はいいですか。

〔「今の再質問いいですか」と呼ぶ者あり〕

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** じゃ、すみません、天神祭などのシーズンと合わせていくとか、そういう考えについては、どうですか。

○**地域連携・交通部長（長崎禎和）** 時期については、今後、いろいろ調整を図っていくということでございますので、いろんなイベントと時期に合わすことが可能であれば、そういう形で進めていくというふうには考えておりますが、今の時点で、いろんなところと調整中でございますので、時期については、はっきりした答弁については、差し控えたいと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** しっかり意思を持って、イベントじゃなく、世界のお祭りですから、天神祭というのは、よろしくお願ひします。

観光部長、いかがでしょうか。

○**観光部長（生川哲也）** まず、インバウンドにおける鉄道の役割ということでございますが、コロナ禍が明けまして、インバウンドが全国的に回復している中、特にその多くがゴールデンルートと言われる東京－大阪間を中心としたエリアに集中しておりまして、地方部への周遊促進が、全国的にも課題となっております。

来年度は、特に、大阪・関西万博の開催もございまして、より多くの外国人のお客様が、大阪、京都へお越しになるだろうと予想しております。

そんな中で、外国人旅行者のアクセスでございまして、観光庁の調査で訪日外国人消費動向調査というものがございまして、その中で、外国人旅行者

の利用した交通手段につきまして、データの的には、鉄道を含む公共交通機関がやはり大きな割合を占めております。

インバウンド誘客におけるこれら公共交通機関の役割はやはり重要だなどいうところございまして、外国人旅行者に向けましては、JRや近鉄などの鉄道会社がそれぞれ発行する周遊切符もございまして、これら、個人旅行者を中心に多く利用されております。

また、JRのジャパン・レール・パスという全国で使える有名なレール・パスでございますが、この地域では、関西本線を含む紀伊半島のJR、それから一部のバス会社でも乗り放題で利用できる、言わば紀伊半島版のツーリストパスというエリア版の周遊切符もございまして、大阪・関西万博を機にこれらも活用しながら、沿線の各地域をインバウンドのお客様が周遊していただけるように取り組んでまいりたいと思っております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番(稲森稔尚) ぜひ、幅広い視点で取り組んでいただけたらと思います。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(小林正人) 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長(小林正人) お諮りいたします。明11日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(小林正人) 御異議なしと認め、明11日は休会とすることに決定いたしました。

6月12日は引き続き定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○副議長(小林正人) 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時33分散会